

日本セーフティプロモーション学会誌

Japanese Journal of Safety Promotion

第13巻第2号 2020年10月

Vol.13 No.2 October 2020



目次

1. 論壇

家庭内暴力に対する包括的支援を	鈴木朋絵	1
フォレンジック看護学会の活動紹介	山田典子、他	3
Safe Communityを目指したDV民間女性シェルターと 配偶者暴力相談支援センター：新型コロナウイルス感染症の対応	須賀朋子	9
離島医療を守る：沖縄の医療者確保の歴史と遠隔医療の展開	本村和久	15
SCは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気付き」覚書き その9～	石附 弘	19

2. 実践研究

知的障害や発達障害をもつ高校生への ドメスティック・バイオレンス（DV）予防教育の挑戦	須賀朋子	26
情報弱者の防災準備度preparednessを高める 多言語防災マップの有用性	後藤厳寛、他	33

3. 資料

性暴力被害事件における新聞報道と二次加害	杉山泰子、他	37
----------------------	--------	----

4. 日本セーフティプロモーション学会 第14回学術大会のご案内

5. 庶務報告

・学会会則	44
・学会細則	49
・役員名簿	51
・各種委員会	51
・学会誌投稿規定	52

Contents

1. Critical Review

Comprehensive Support for the Domestic Violence	Tomoe Suzuki	1
Activity Introduction for Japan Association of Forensic Nursing.	Noriko Yamada, et al.	3
A Private Domestic Violence Shelter for Women and Intimate Partner Violence Counseling Support Center for Safe Community: Response to COVID-19.	Tomoko Suga	9
Remote Island Medicine: The History of Securing Medical Personnel in Okinawa and the Development of Telemedicine.	Kazuhisa Motomura	15
Memorandum of Safe Community in Japan During Past 10 Years. Part 9	Hiroshi Ishizuki	19

2. Practical Research

Challenges in Domestic Violence (DV) Prevention Education for High School Students With Intellectual or Developmental Disabilities.	Tomoko Suga	26
Studies on Usefulness of Multilingual Disaster Prevention map to Improve Disaster Preparedness for Disaster Information Vulnerable	Takehiro Goto, et al.	33

3. Critical Material

Newspaper Coverage and Secondary Harm in Sexual Assault Victims.	Yasuko Sugiyama, et al.	37
--	-------------------------	----

4. Announcement of 14th Conference of the Japanese Society for Safety Promotion

5. General Report

Regulations of JSSP	44
Subsidiary Regulations of JSSP	49
Board Members of JSSP	51
Rule of Submission to Journal of JSSP	52

家庭内暴力に対する包括的支援を

鈴木 朋 絵

山口県弁護士会

Comprehensive Support for the Domestic Violence

Tomoe Suzuki

Yamaguchi Prefectural Bar Association

地方で弁護士として15年程度活動しています。親密な関係や親族間の暴力の相談はなくなるところがなく、毎年、被害のバリエーションが増えているように感じています。本稿では、日頃の気づきを散文的に書かせていただきます。

1 包括的支援法が必要です

現在、日本には家庭内暴力に関しては、配偶者等暴力防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法と、個別的な支援立法はあるものの、包括的に支援する法律がありません。そのため、各法律の保護対象から漏れる被害者が生じてしまいます。たとえば、成人した親子間での暴力、兄弟姉妹間暴力などは、高齢者虐待や障害者虐待の要件に該当しない限り対象とはなりません。被害を訴えづらい方が多くおられます。

2 同性カップル間の暴力被害防止支援の明文規定がないこと

戸籍上同性のカップル間での暴力の問題についても、概ね社会から無視されているといえます。同性カップルは現在の民法及び戸籍法では「婚姻」が認められていません。そのため、内縁や事実婚理論に準じて実態をとらえて婚姻類似の関係を認めるべきとする考え方と、「婚姻」ができない以上実態に基づく認定もできないとする考え方が対立しています。そのため、婚姻類似の実態があっても、法的保護を受けられるかどうか非常に不安定になっています。

配偶者等暴力防止法について、同性同士のカップル間の被害について保護命令が発令された例は3件あります。

しかし、一方で、同性カップル間の交際は含まないとの見解も公刊されています（福島政幸、森鍵「東京地裁及び大阪地裁における平成25年改正DV防止法に基づく保護命令手続の運用」判タ1395号5頁、参議院法制局第五部第一課永野豊太郎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」法令解説資料総覧381号18頁、村松秀樹「平成25年配偶者暴力防止法改正に伴う保護命令制度の改正の概要」ひろ

ば66巻12号20頁）。

2017年の内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」では同性間の性暴力も調査の対象となったところ、同性からの被害経験を受けたとする回答は、女性被害者のうち1.4%、男性被害者のうち17.4%との結果となりました。わが国に支援を要する被害者はたしかに存在していますが、その対応策についてはまだ福岡市や熊本市など一部の自治体が取組を始めたというのが現状です。

現在、わが国に同性カップル世帯がどれだけの数存在するのか統計調査はなされていません。2010年から関係団体から統計調査をするように要請が繰り返されていますが、高市早苗総務大臣は、2020年8月25日、今年度の国勢調査においても同性カップル世帯をカウントしないと記者会見発表しました。親密な関係に基づく婚姻類似の關係の統計調査がないため、施策の必要性を検討するための基礎資料がそろわない状態となっています。ここで、参考になるのが各自治体で広まっている同性パートナーシップ制度の利用者数です。2015年の渋谷区での導入以来2020年6月30日時点で1052組となりました（特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ調べ）。実施自治体が全国人口の約30%をカバーしていること、実施自治体においてもすべての同性カップルが制度を利用しているものではないことからすると、暗数は利用者数の何倍にもものぼると考えられます。

なお、釜野さおり・北仲千里・藤原直子「性的マイノリティのパートナーからの暴力（DV）被害と相談行動に関する調査—第一次集計分析—」（2019年度日本女性学会大会 個人研究発表）では「現状の「女性に対する暴力」をベースにした相談・防止施策で、対応できるのか。特に日本の場合、そもそも売春防止法にもとづいた「婦人相談所」を土台としたDV相談・対応策そのものが大変不十分で、ますます対応が困難と思われる。」との問題意識が指摘されており、どのセクシュアリティの被害者にとっても支援ができる体制を検討しなければならない時期にさしかかっているといえます。

3 児童虐待と配偶者暴力被害者支援の連携

親の一人が暴力を行い、もう一人の親が逃げたいと決めたときに子どもと一緒に保護を受けることができるかというのは毎回悩まされるご相談です。

① 配偶者暴力がある場合

加害親から被害親への暴力が確認できるのであれば、配偶者等暴力防止法3条3号に基づく配偶者暴力相談支援センターでの一時保護などが受けられます。

しかし、先に児童虐待の問題として認識された場合、その後、配偶者暴力被害への支援がなされるとは限りません。配偶者暴力の問題は不適切養育の背景として理解されても、保護の対象であると扱われません。実際に、子どもだけは一時保護されたものの、その後児童相談所が配偶者暴力被害者を支援機関につながらず、配偶者暴力被害が継続してしまったというケースは起きています。

また、配偶者暴力被害者がありながら見つけられず、支援もなされなければ、子どもの虐待防止を実現することは困難です。家庭という密室の中で、子どもだけに被害が起きているのか丁寧に分析し、支援を協同で行う体制構築は必要です。

② 配偶者暴力がない、またはあったけれど直近ではない場合

「配偶者間の暴力が確認できない」「暴力はあったが直近ではない」「精神的暴力である」といった事情であれば、子どもに対する虐待についての証拠を持っていたとしても、配偶者等暴力防止法による保護を断られるということが現に起きてしまっています。

内閣府に設置された「DV等の被害者のための民間

シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」が2019年5月に発表した報告書にも「身体的暴力のみを緊急性の判断材料とする例が多く、例えば、年齢・国籍・障がい・疾病等の属性があると集団生活への適応困難、現金（貯金）がある場合は自力での避難可能、加害者が逮捕・拘束されていると危険性がない等の理由で、一時保護されないケース」があると記載されています。全国共通の課題です。

子どもへの虐待が確認できるとしても、児童虐待防止法では親子を一緒に保護することはできません。保護の対象は虐待を受けた子どもだけです。この法律での保護を求めれば子どもを守りたい親と、子どもが引き離されてしまいます。

③ 国の動き

内閣府と厚生労働省は、千葉県野田市での児童虐待による死亡という痛ましい事件を受けて、ようやく平成31年2月28日付けで「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」を発しました。また同年3月19日付けで「児童虐待防止対策の抜本的強化について」との関係関係会議決定も行いました。

これらの動きは上記①の問題に対するアプローチにはなりえると思いますが、上記②のような、配偶者暴力があるかどうかわからないけれども、子どもの保護のために避難しなければならない親子の保護が直ちに進むかは不明なままです。

上記1でも述べましたが、ここでも家庭内暴力防止の包括的支援法の必要性を痛感します。児童虐待と配偶者暴力の被害者支援がすぐに連動できるような仕組みが必要です。

「日本フォレンジック看護学会」の活動紹介

山田典子¹⁾、船山健二²⁾

1) 日本赤十字秋田看護大学

2) 新潟県立看護大学

Activity Introduction for Japan Association of Forensic Nursing

Noriko Yamada¹⁾, Kenji Funayama²⁾

1) Japanese Red Cross Akita College of Nursing

2) Niigata College of Nursing

和文抄録

2014年に発足した日本フォレンジック看護学会は、暴力の根絶、実態の把握と予防、多様な被害者支援、専門職者の教育等および実践活動支援を行い、被害者と加害者への特別な看護ケアを提供するための、研修会の開催や情報発信、看護分野における新たな役割の構築をします。特に、性暴力被害者への適切なケアの充実を目指し、日本版性暴力対応看護師 (SANE-J) 教育ガイドラインを策定し、認定試験制度を立ち上げました。主にアメリカの実践に学び、ニューノーマルの現代において、すべての看護師が学び修得する必要がある看護の普及啓発を行っています。

キーワード：フォレンジック看護、性暴力被害者支援看護師、国際フォレンジック看護学会、日本フォレンジック看護学会

Keywords : forensic nurse, Sexual Assault Nurse Examiner, International Association of Forensic Nurses, Japan Association of Forensic Nursing

I. はじめに

このたび、日本フォレンジック看護学会 (Japan Association of Forensic Nursing ; 以下「JAFN」と略) 紹介の機会を与えてくださいました、日本セーフティプロモーション学会理事の皆様から感謝申し上げます。まず、日本フォレンジック看護学会設立の背景について御紹介します。

JAFNは、2014年3月29日に発足しました。

「フォレンジック (forensic)」とは医学の分野では、法医学とも訳されることがありますが、1992年に設立された国際フォレンジック看護学会 (International Association of Forensic Nurses : 以下、「IAFN」と略) との協働を目指すことを念頭に「法看護」、「法医看護」、「司法看護」のいずれでもなく、カタカナ表記とすることにしました。

日本社会がこれまで経験のない少子超高齢化、多死社会に突入している中で、看護職は人の生涯にわたる健康を守り育むために、多様な場において現代社会に必要な存在となっています。特に、この10年、周産期、小児期、高齢期における虐待、また犯罪被害や精神保健での暴力被害等の問題が看護の現場や学会にて取り上げられるようになりました。そこで、次の段階として、暴力と健康の中心的課題をまとめ、看護の実践と知を築いていく必要があると考えました。

設立メンバーには、各種ボランティアへの参加、NPO

の立ち上げや運営、留学経験、シェルター活動、この分野における先駆的な研究活動等々を行ってきた方々が力を合わせ、本学会活動を担っております。

II. JAFNの特徴

1. 国際フォレンジック看護学会との連携

海外では、1992年に国際フォレンジック看護協会 (IAFN) が設立され、暴力の根絶、実態の把握と予防、多様な被害者支援、専門職者の教育等および実践活動支援が行われています。フォレンジック看護とは、暴力と虐待の被害者と加害者への特別なケアを指します。

特に、性暴力被害者への支援活動として、被害者の面談からアセスメント、証拠採取、適切なケアを行い多職種と連携する「性暴力被害者支援看護師 (Sexual Assault Nurse Examiner : SANE)」の活動は、北アメリカを中心に広がっています。現在のIAFNは、フォレンジック看護学を軸とし、親密なパートナーからの暴力：DV (IPV)、高齢者虐待、児童虐待、性暴力、人身取引、検死・死体解剖、刑務所 (受刑者・矯正教育)、救命救急、メンタルヘルス、災害、公衆衛生等の問題に取り組み高い社会的評価を得ています。

性暴力対応看護師 (SANE) は、1970年代に北米を中心に発展してきました。IAFNは、「SANEとは、性的暴行または虐待を受けた患者のメディカルフォレンジックケア*の専門教育と臨床準備を完了した看護師である」

と定義しています。

(*出典 <https://www.forensicnurses.org/page/AboutSANE>)

1) Forensic Sciencesの体系 (スライド1参照)

法医学、法歯科学、法遺伝学、法病理学などのひとつに法看護学があり、フォレンジック看護は法医学の専門的知識をベースとし、標準的な看護学に応用して発展してきました。

スライド1

フォレンジック看護は、1990年代の米国でヘルスケアの新しい規範として、児童虐待、ドメスティックバイオレンス、高齢者に対する犯罪、偶発事故の被害、自傷行為、ネグレクトやマルトリートメントに対して法医学の専門的知識を標準的な看護学に応用し、発展した。
出典 V.Lynch 2012

Forensic Sciencesの体系

- ・法遺伝学 (Forensic Genetics) DNA検査、親子鑑定
- ・法中毒学 (Forensic Toxicology) 和歌山カレー事件
- ・法病理学 (Forensic Pathology)
- ・法医学 (Forensic Medicine) →臨床法医学
- ・法看護学 (Forensic Nursing)
- ・法歯科学 (Forensic Odontology)

2) Forensic事例の分類 (スライド2参照)

欧米におけるフォレンジック看護の対象となる事例は、全ての暴力被害者、自動車事故等の外傷トラウマ、警察拘留中の患者、労働災害に遭った方、性暴力・DV・虐待、薬物依存等、オカルトや宗教における虐待、人身売買等、様々な事例があります。

スライド2

Forensic事例の分類

- ・全ての暴力被害者 自動車事故の外傷トラウマ
- ・警察拘留中の患者 労働災害
- ・性暴力 医療過誤
- ・薬物およびアルコール 食品や薬品の不法な改ざん
- ・子どものマルトリートメント 自然災害
- ・ドメスティックバイオレンス 非合法の中絶・墮胎
- ・高齢者虐待 オカルト術に関連する外傷や死
- ・自殺未遂の生存者 オカルトや宗教における虐待
- ・人身売買

ヘルスケアの専門職は犯罪科学捜査と回復の根拠の証明を求められる
出典 V.A.Lynch (2006) . Forensic Nursing,pp.3-11.

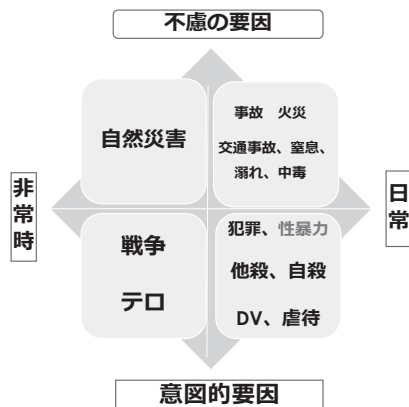


図1 欧米のフォレンジック看護の対象となる領域

3) Forensic Nursingの目的 (スライド3参照)

フォレンジックな事例に対し、教育現場や臨床における倫理的課題の抽出や検討、援助過程における個人情報

保護の配慮等に留意し、被害者中心主義・患者中心主義に則り多職種間で検討します。

スライド3

Forensic Nursingの目的

- ・暴力と健康の中心的課題について認識できる
臨床場面での看護実践
教育の場での実践
- ・教育現場や臨床における
倫理的課題
個人情報保護の配慮
多職種間で検討

出典 V.Lynch 2006

4) フォレンジック看護の意義 (スライド4参照)

全人的な看護を基盤に据え、犯罪に関連する患者への臨床介入や公衆衛生上の安全の促進等、患者ケア制度の改善および法改定プロセスに貢献します。

スライド4

フォレンジック看護の意義

- ・全人的な看護学 (身体、心、精神と法) の臨床や地域を基盤とした患者ケア制度の改善に寄与
- ・犯罪の臨床介入や公衆衛生上安全の促進といった法改定プロセスにも貢献
- ・臨床法医学チームの実践、知識と技術の確立、外傷に陥りやすい者、犯罪の被害者、疑いのあるもの、警察に拘留された者への一般的な治療を結合させる

出典 V.A.Lynch (2006) . Forensic Nursing,pp.3-11.

5) フォレンジック看護科学 (スライド5参照)

フォレンジック看護は公衆衛生と人権保護を基盤としており、法律と人権保護双方の手続きに看護過程を応用する知識体系を有しています。フォレンジック看護の創始者であるVirginia Lynch名誉教授は、「すべての看護職が学ぶべき看護」であると述べています。

スライド5

フォレンジック看護科学

- ・フォレンジック看護は公衆衛生と人権を基盤としている
- ・法律と人権保護双方の手続きに、看護過程を応用する知識体系

フォレンジック看護における法手続き (例)

- ・外傷と死の関連について科学的調査と治療に適用する
- ・入院患者から証拠を採取する
- ・死亡現場から証拠を採取する
- ・看護記録
- ・患者に関する諸記録

6) 災害時のFNの役割 (スライド6参照)

フォレンジック看護師は、平時より外傷、意識状態、昏睡識別、適切な写真撮影や記録作成、身元確認、証拠品の確認、証拠の採取と管理・保管等の技術を磨き、維持しておく必要があります。発災時には、生存者の救命、手当に加え、死者の身元・死因調査、ご遺体の修復、検案書類の作成等の役割を担います。

スライド6

災害時のFNの役割

- ・平時の取り組み
 - 災害発生時を想定した、様々な政策やプロトコルマニュアルの整備
- ・FNは、外傷、意識状態、昏睡識別、写真や記録を取り、身元確認、証拠品の確認、証拠の採取と管理・保管等の技術を習得し維持する。
- ・災害発生時
 - トリアージ、
 - 生：生存者の救命、手当
 - 治療している医師や看護師の仕事をいったん中断させ、必要な情報を採取しなければならないこともある
 - 死：身元・死因調査、ご遺体の修復の責務
 - 家族に連絡を取り、法的機関への報告を行う。
 - 書類の受け渡しの管理が非常に重要

7) フォレンジック看護死亡調査官 (FNDI) の責務 (スライド7)

トリアージにて黒～赤に分類された、生存可能な被災者を治療施設へ搬送の手配をします。残念にもお亡くなりになった被災者の識別の関わる写真撮影や証拠採取、御遺体の復元や身の回りの遺品を、他の方と混ざらないように適切に保管します。

スライド7

7. 看護学の立場から考える災害とフォレンジック 災害発生時 フォレンジック看護師 死亡調査官 (FNDI) の責務

- ・死の現場に対応すること
- ・生存可能な被災者を治療施設へ
- ・写真に撮る
- ・証拠採取
- ・死体の識別
- ・ご遺体の復元
- ・死亡の通知
- ・施設への輸送手配
 - 警察や自衛隊等と共に連携して大災害に対応する。

8) フォレンジック看護師の病院での責務 (スライド8参照)

フォレンジック看護師は救命救急チームと協同しケアにあたりながら、法医学的証拠の確認と復元および保管をします。NANDA看護診断に準じ、生と死の両側面をケアします。

スライド8

フォレンジック看護師の病院での責務

- ・外傷チームとの協働
- ・法的機関（警察・検察・弁護士）との協働
- ・写真証拠資料の採取
- ・患者の識別
- ・証拠の確認
- ・医学的・法医学的証拠の復元
- ・証拠書類、保管
- ・安全の確保
- ・全ての看護師は、生と死の両方をケアする
 - 外傷や死亡の臨床調査はNANDA看護診断に準ずる

2. 日本におけるフォレンジック看護の位置づけと対象

日本国内では、近年多くの専門分野が立ち上がり、学術的活動、蓄積は目を見張るものがあります。2000年に入り、「児童虐待の防止等に関する法律」等の関連の法律が制定され、行政レベルでの対策が開始されています。これらに前後し、各専門領域の中で、子どもや女

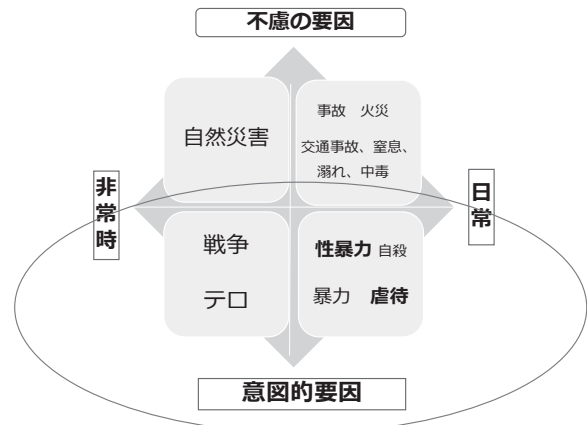


図2 日本のフォレンジック看護の対象となる領域

性、高齢者への暴力被害の問題について看護の実践・調査研究等が報告され、様々な団体や機関で研修会の機会も増えています。

暴力や虐待に関連する看護・医療・ケア・支援に関わる研究を取り上げている学会をホームページで検索すると、日本子ども虐待防止学会、日本高齢者虐待防止学会、日本セーフティプロモーション学会が上位に掲載され、次いで日本心理学会、日本介護学会、日本子ども虐待医学会、日本小児歯科学会、日本小児看護学会等、多数見られます。暴力被害と健康については、共通する視点や学術的知識体系が必要とされますが、沢山の課題を抱える現場では包括的に取り組む場が十分に整っているとは言い難い現状があります。

JAFNは看護学会と標榜していますが、会員には医師、歯科医師、警察官、臨床心理士、弁護士、法学研究者、NPOのケースワーカーや相談員等、多職種、多組織の方々がおられ、会員数は約200名です（2020年4月現在）。多職種が参画する学会は増えていますが、JAFNの特徴として、子どもや高齢者の発達段階を横軸とすると、看護学、法医学、社会学、倫理学、法学というような他の学問分野を縦軸にForensicに関連する専門知識や技術を高めていくための情報発信や共有を目指している点に特徴があるといえます。

Ⅲ. これまでの経過

1. 学会の前身となった活動拠点

JAFNの会長である加納尚美（茨城県立大学）は、助産師としての臨床経験があり、2000年に「NPO女性の健康と安全を考える支援教育センター」にてSANE研修を始めました。2014年には長江美代子（日本福祉大学）らの「日本フォレンジックヒューマンケアセンター（旧：女性と子どものライフケア研究所）」も加わり、2020年2月の時点でSANE研修講座の修了生は約650名になり、さまざまな場でSANE教育を生かした活動をしています。2020年4月6日（月）朝日新聞に「性暴力の被害者ケア 専門の看護師育てる」が掲載されました。各地で

SANE養成の動きが広まり、社会的な貢献が期待されています。

2. 人材育成の基盤となる学会設立へのあゆみ

人の生涯に寄り添う看護師として、国際的なフォレンジック看護の知見および日本での実践を土台とし、学問領域として発展させることが必要と考えてきました。社会状況と看護の現状を踏まえ、さらなる暴力の防止とケアに向けたフォレンジック看護に関する臨床・教育・研究の充実をはかることを目的として、学術的に専門性を培う場への発展を願い「日本フォレンジック看護学会」を2014年3月に設立しました。その後、2019年10月に法人格を取得しました。本学会の定款の一部（抜粋）を紹介します。

（目的）

第3条

この法人は、フォレンジック看護の臨床的及び学術的發展を促進し、その知識の普及活動等各種事業を行い、もって会員の学術的向上及び暴力と虐待の防止とケア、人々の生涯にわたる健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

3. 社会の変化と健康課題に着目した看護活動を目指す

JAFNはIAFNの活動に習い、日本国内での看護実践を積み上げてきております。

まず、IAFNによる最近の活動を紹介します。毎日のように学会会員への情報発信があります。新型コロナウイルス感染が拡大した2020年3月末の一例を紹介します。

「看護師と対象者のための危機管理基準とガイダンス」

- 1) 危機管理基準ANA（米国看護協会）は、危機管理基準に関連するガイダンスを発行。パンデミックでは、看護師が時間制限のある危機的ケア基準と長年の専門的ケア基準とのバランスを必要とする環境で活動している場合がみられる。
- 2) 新型コロナウイルス感染患者のための検体サンプルのパッケージ化の計画と実践（例、ストレージの問題、警察への引き渡し）の共有。
- 3) バイオラボ有害物質で汚染されていると仮定して、犯罪研究所の職員はすべてのキットで予防策を講じる。American Society of Crime検査室責任者より予防策のガイダンス。
- 4) 新型コロナウイルス感染者の綿棒と検体の保管、および、警察への引き渡しについて、感染制御のためマイナス30度での凍結で十分かを確認する。看護記録等書類とその保存期間について。
- 5) パンデミック時の救命救急治療室における性暴力被害患者のケアの現状と課題。

4. 日本で展開するフォレンジック看護の方向性

JAFNがお手本とするIAFNは、法と証拠採取・保全に関する看護領域における科学的根拠に基づいた知見の集積を行っています。日本で同じような活動をするには法律上難しいのですが、ケアの現場で一见結びつきづらい「証拠採取」「証拠保全」の知識と認識を高めることで、最終的に患者さんの権利と利益を守ることになると考えます。その結果、看護師の社会的責務と実態に見合った評価が伴い、フォレンジック看護師の活用される場が拡大することを願っています。

そこで、まず第一に全国に性暴力被害者支援センターが整備されていることを鑑み、DVや性虐待の被害者支援における看護の確立と人材育成を図っています。次に、司法精神看護にまつわる加害者看護や刑務所における看護、および、様々な外傷（トラウマ）に対する看護、死の判断補助や被害者だけではなくその家族や遺族に対する看護ケアについても視野に入れて、年次大会で分科会を開催して探求しております。

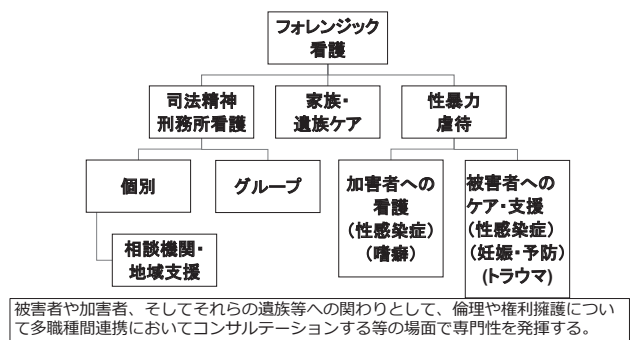


図3 日本で展開するフォレンジック看護の方向性

5. 日本版性暴力対応看護師（SANE-J）教育ガイドライン

日本版性暴力対応看護師（SANE-J）教育ガイドラインを作成するにあたり、IAFNの教育ガイドラインを参考にしました。その際IAFNの許可を得て翻訳および一部改訂し、資料として掲載しています。

『日本版性暴力対応看護師（SANE-J）教育ガイドライン』の主たる目的は、性暴力の影響を受ける人々（個人の被害者、家族、地域社会、制度を含む）へのフォレンジック看護のニーズに応えられるよう、日本版性暴力対応看護師（Sexual Assault Nurse Examiner-Japan：SANE-J）を支援することです。そのためにSANE-Jは、性暴力を受けた小児期・思春期・成人期・老年期のケアに関連する法医学的知識を含む講義と演習を受けなければなりません。

『日本版性暴力対応看護師（SANE-J）教育ガイドライン』に定められた提言の範囲内で実践するSANE-Jは、看護プロセスを活用し確立されたエビデンスに基づくフォレンジック看護の基準を適用されます。そして、発

達、文化、人種、民族、性、社会経済の多様性を考慮しながら、性暴力の被害を訴えるすべての人々が、必要なケアを受けられるように努めます。

また、多様な実践環境や地域社会における看護師の教育ニーズを満たす柔軟性を確保しつつ、小児期・思春期・成人期・老年期の人に必要な教育内容を含みます。

【SANE-Jガイドラインの目的】

- 1) 人権意識を持ち、人間的な支援の態度を養う
- 2) 性暴力の社会構造と背景を理解し、フォレンジック看護としての専門的な知識・技術・態度を身に付ける
- 3) 性暴力を経験した人へのケアに必要なエビデンスにもとづく法医学的知識を習得する
- 4) 性暴力対応のための多職種・多機関連携チームの概念・発展・機能・協働について概要を説明できる

5) SANE-Jとして専門性を高める

性暴力被害に関する研究がここ数年で増えてきています。今後、EBNに基づく質の高いケアの提供を目指し、SANE-J認定試験の実施と併せて、組織を盤石にしていきたいと願っています。次に、これまで開催した学術集会についてご紹介します。

IV. これまで開催した学術集会

2014年のJAFN設立以来、毎年、学術集会を開催してまいりました。「これまでの学術集会の歩み」について、表1にまとめました。

毎年、各地で開催されるJAFN学術集会を訪れると、多くの学生ボランティアが迎えてくれます。いずれの回においても、JAFNの学術集会では、未来の看護界を担う学生、日々対象者と向き合われている実践家、そし

表1 これまでの学術集会の歩み

	会 期	テ ー マ	会 場 (開催地)	大会長 (現・所属)
第1回	2014年8月30日 (土)	暴力から健康を守る	東京有明医療大学 (東京都江東区)	加納 尚美 (茨城県立医療大学)
第2回	2015年9月5日 (土) ～ 2015年9月6日 (日)	フォレンジック看護とアディクション —依存の根底に見えるもの—	秋 田 大 学 (秋田県秋田市)	米 山 奈奈子 (秋田大学大学院)
第3回	2016年9月3日 (土) ～ 2016年9月4日 (日)	フォレンジック看護の実践と課題 —非専門職と専門職の連携—	日本福祉大学 (愛知県東海市)	長 江 美代子 (日本福祉大学)
第4回	2017年9月2日 (土) ～ 2017年9月3日 (日)	災害におけるフォレンジック看護実践の 可能性	福岡看護大学 (福岡県福岡市)	柳 井 圭子 (日本赤十字九州国際看護大学)
第5回	2018年9月1日 (土) ～ 2018年9月2日 (日)	現代社会におけるフォレンジック看護の役割 —犯罪被害と加害への対応から—	新潟日報メディアシップ (新潟県新潟市)	船 山 健二 (新潟県立看護大学)
第6回	2019年8月31日 (土) ～ 2019年9月1日 (日)	SANE/支援者に必要な知 マージナルな世界を知る	東京医科歯科大学 (東京都文京区)	三 隅 順子 (東京医科歯科大学)
第7回	2020年8月29日 (土) ～ 2020年9月30日 (水)	公的空間における性暴力被害を防ぐ —女性と子どもに安全・安心な公的空間の創造 ために何ができるか—	WEB開催	李 節子 (長崎県立大学)



写真1 第6回学術集会の示説発表会場の様子

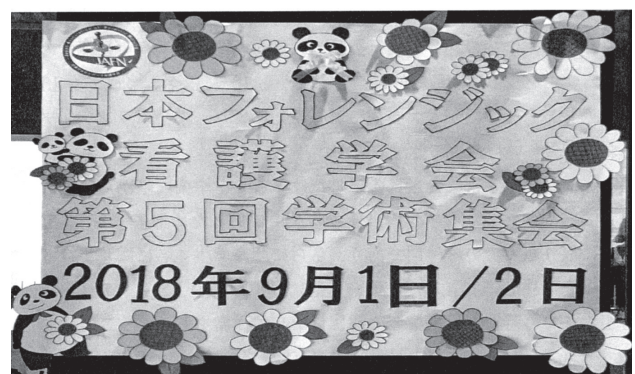


写真2 第5回学術集会のWelcome board

て、教育研究者が一体となり学術集会在開催されています。そのような学術集会的様子をご覧いただきたく、第6回学術集会的示説発表会場の様子(写真1)と、第5回学術集会的際に、学生ボランティアが手作りしてくれたWelcome board(写真2)を掲載させていただきます。また、第5回学術集会上については、医学書院刊行の雑誌「看護教育」2018年12月号(59巻12号、1083頁)の誌上でも、ご紹介いただいています。

V. むすびに

日本セーフティプロモーション学会員の方々とJAFNの会員が、対象としている人々や事象には、多くの共通

点があります。このたび、ニューノーマルの「新しい日常生活」を推進された時期にJAFNの紹介という貴重な機会をいただき、大変嬉しく、また、心強く思っております。この貴重な機会が、両学会間の学術交流等、相互の学会にとって、発展の契機となることを祈念し、むすびといたします。

引用文献

Lynch V. : Forensic Nursing. 2006年版、2012年版. 米国.

柳井圭子監訳：フォレンジック看護ハンドブック. 法と医療の領域で協働する看護実践. 福村出版. 2020.

Safe Communityを目指したDV民間女性シェルターと 配偶者暴力相談支援センター：新型コロナウイルス感染症の対応

須賀 朋子

酪農学園大学

A private Domestic Violence Shelter for Women and Intimate Partner Violence Counseling Support Center for Safe Community: Response to COVID-19

Tomoko Suga

Rakuno Gakuen University

抄録

日本では、ドメスティックバイオレンス（DV）被害者を救済、保護、支援をしていくために、2つの組織（民間シェルターと、公共の配偶者暴力相談支援センター）がある。まず、日本中の民間シェルターが結束して、1998年に全国女性シェルターネットワークが立ち上がった。その後、2001年にDV防止法が制定され、都道府県に1カ所以上の配偶者暴力相談支援センターを設置することが義務づけられ、287か所（2019年4月現在）あり、民間シェルターは110か所（2019年4月現在）である。新型コロナウイルス感染症で、外出が自粛されるようになってから、日本でもDVが増え、配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVの相談件数は、2020年の4月は1万3272件で、昨年4月の相談件数の1.3倍になった。また、全国女性シェルターネットが、内閣総理大臣等に要望書を提出したことにより、DV相談の拡充（SNS相談、Web面接、外国人相談）や、民間シェルターの積極的活用方針と、金銭面でのDV被害者支援策がだされた。

本稿では、全国女性シェルターネットの働きにより、新型コロナウイルス感染症の下で、日本のDV支援策が前進したことを記述した。この前進が、新型コロナウイルス感染症が収束後も、政府からDV支援が受けられるように働きかけていく必要がある。

キーワード：DV、シェルター、新型コロナウイルス

Key words：DV, shelter, COVID-19

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、中国の武漢で発生し、世界中に広がり続けている。2020年6月15日現在、日本での感染者数は17,502人、死者925人、（その他、横浜港に到着したダイヤモンド・プリンセスクルーズ船感染者712人、死者13人）である¹⁾。2020年4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡に、緊急事態宣言が発令され、企業の在宅勤務、スーパーや薬局を除く、店舗への休業要請が出された。この緊急事態宣言は4月16日に、日本全国に拡大され、ゴールデンウィーク明けの5月7日まで、休業要請、在宅勤務、外出自粛が求められた²⁾。4月16日から5月7日までの3週間で、経済は悪化し、失業、倒産が報告され、新型コロナウイルス感染症が原因による、経済難での自殺や、家庭内での暴力（DV）の報告が相次いだ。配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVの相談件数は、2020年の4月は1万3272件で、昨年4月の相談件数の1.3倍になった³⁾。また、配偶者暴力相談センターへの相談とは別に、4月20日から「DV相談プラス」という、電話、メー

ル、SNSで24時間の相談体制を整えたところ、5月19日までの1か月間で4,400件のDV相談があった³⁾。日本だけでなく、DVは世界中で増え、イタリアでも、COVID-19による都市封鎖により、緊急のシェルター、ホットライン電話相談、インターネット相談に要する大量の人員補充が必要となった⁴⁾。そこでイタリア政府は、各シェルターに、€15,000（174万円）、各暴力相談センターに€2,500（29万円）の緊急支援費が、割り当てられた⁵⁾。

本稿では、COVID-19の影響で増えたDVの問題に、民間シェルターの団体である、全国女性シェルターネットがいち早く対応し、政府に要望書をだした。そして、政府の対応が変化し、被害者への支援が進展したことを論じていく。

2. DV被害者を保護、支援している組織

日本には、NPO法人全国女性シェルターネットに加盟している、民間シェルターと、公共の施設である配偶者暴力相談支援センターの2種類の組織がある。

1) NPO法人全国女性シェルターネットと民間シェルター

NPO法人全国女性シェルターネットとは、女性に対する暴力の被害女性と子供を支援する、日本各地の民間のシェルターがつながり、相互に支えあい、情報を共有し、社会に発信しているネットワークのことである。1998年に結成され、2003年にNPO法人として登録された組織である⁶⁾。民間シェルターは、2019年（平成31年）4月1日現在で、日本全国に110施設があるが（表1）⁷⁾、有志が立ち上げているため、地域によって、数にばらつきがあり、民間シェルターが存在しない県も13県（青森、岩手、秋田、山形、茨城、富山、長野、三重、奈良、和歌山、愛媛、佐賀、鹿児島）ある。民間シェルターがある県で、地方公共団体からの財政的支援がある地域は27都道府県（北海道、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、徳島、高知、福岡、熊本、大分、宮崎）であるが、財政的支援がない地域も7県（石川、山梨、滋賀、岡山、香川、長崎、沖縄）ある。地方自治体からの財政的支援がない、7県は、民間企業からの寄付等で、すべて運営していることになる。地方公共団体からの財政的支援がある、27都道府県も、財政的には、とても厳しい状況で、民間からの寄付や支援などで、厳しい運営を行っている状況である。北海道、東京、神奈川県、鳥取県のように、民間シェルター数も多く、地方自治体からの財政的支援も多い地域は、DV支援の輪が浸透しているが、民間シェルターの数も少なく財政的支援も少ない地域は、DVという問題すら、浸透していないことが多い。北海道のように人口の割に、民間シェルターが多い地域は、本州から避難してくる人を援助することも多い。

2) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、2001年に制定されたDV防止法⁸⁾の3条に定められたもので、都道府県や市町村が設置する婦人相談所や、その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすように定められた。さらに第3条に配偶者暴力相談支援センターの役割が示され、①被害者の相談に応じること、②被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は、心理学的な指導を行うこと、③被害者の緊急時における安全確保と一時保護、を義務づけている。

配偶者暴力相談支援センターは、都道府県に必ず1か所は設置されているが（表1）、1カ所のみ（三重、和歌山）では、避難するにあたり、加害者に場所が特定されてしまい、危険もつきまとう。また、交通が不便であるため、相談や避難をするにも、大変な状況が考えられる。北海道は面積が広いので、配偶者暴力相談支援センターが20か所あり、これは市長村（札幌市、函館市など）もセンターを配置しているためである。

3. 新型コロナウイルス感染症で増えているDV

新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、家庭内でDVが深刻化し、全国女性シェルターネットには、多くの被害者から「助けて！」という声が寄せられている。被害者からの生の声は「夫が在宅勤務になり、子どもも休校となったため、ストレスがたまり、夫が家族に身体的な暴力を振るうようになった」、「前々からDVで、母子で家を出ようと準備していたが、夫が、仕事なくなり、ずっと家にいるようになり、家族を監視し始めたので、避難すらできなくなって、絶望している」⁹⁾などが被害者からの訴えの主な原因である。

このような状況を受けて、全国女性シェルターネットが2020年3月30日付けで、内閣総理大臣 安倍晋三氏、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）橋本聖子氏、厚生労働大臣 加藤勝信氏宛てに「新型コロナウイルス感染症対策状況下におけるDV・児童虐待に防止に関する要望書」⁹⁾を提出した。緊急要望を行ったことにより、政府の対応が好転し、後日の施策に影響があったため、全文を掲載することとする。

「①緊急の状況下においても、DVや虐待の相談窓口を閉じないでください。増加することを予測して、電話相談の回線、DVシェルター、児童を保護する施設などを増やす等の体制整備をしてください。SNSでの相談を実施する場合、直接支援経験のあるスタッフや、民間シェルターなどによって行われるべきです。また、相談窓口は開いていることを周知すること、避難を求めてきた人がいたなら、どこが相談を受けても、直ちに一時保護につながるよう、支援につなぐ体制を共有し、命にかかわる事態を防いでください。②新型コロナウイルス感染症の期間中は、都道府県の一時保護等の措置業務が滞ることを想定し、（現在、北海道では行われているように）被害者が市町村や民間シェルターに逃げ込んだら、自動的に一時保護を開始できるようにしてください。そして、民間団体が市町村や当事者から、直接一時保護を求められて受け入れる場合は、団体が一時保護委託先であるなしに関わらず、国や都道府県が経費を負担すべきです。また、一時保護期間が2週間としている都道府県が多いですが、新型コロナウイルス感染症対策の状況をふまえ、柔軟に期間延長をするようにして下さい。③経済的困窮に陥る母子家庭などが増えることが考えられます。もし、低所得者への救済策として一時給付金などを導入される場合、住民票を移さないまま、DVを理由に家を出ている配偶者や子どもにはそうした援助金が受け取れない危険性があります。本来ならば個人単位で救済されるべきです。しかし、世帯単位での給付を行う場合でも、住民票上の世帯主でなくても、少なくとも、以下のような条件（DVの相談証明がある人、DV法の保護命令が出ている事件の被害者、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置がとられている人、児童相談所、警察、配

表1 配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターの数と民間シェルターの援助金の額（H31/4/1）

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城
配偶者暴力相談支援センター(n)	20	9	12	3	6	5	9	3
民間シェルター (n)	8			2			1	
* 地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額 (円) H30年度	19,207,600			2,400,000	100,000		994,000	948,000
	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山
配偶者暴力相談支援センター(n)	5	6	20	19	18	5	3	2
民間シェルター (n)	1	4	5	2	12	9	3	
* 地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額 (円) H30年度	8,228,000	2,000,000	5,350,000	2,174,000	24,126,040	57,454,376	7,800,000	640,000
	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
配偶者暴力相談支援センター(n)	2	8	2	3	9	4	2	1
民間シェルター (n)	1	1	1		1	3	4	
* 地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額 (円) H30年度		628,500			2,667,000	1,800,000	8,078,000	
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根
配偶者暴力相談支援センター(n)	3	4	13	17	2	1	3	2
民間シェルター (n)	1	2	3	2			6	1
* 地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額 (円) H30年度		2,834,000	9,254,000	3,064,000			23,885,500	2,056,000
	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
配偶者暴力相談支援センター(n)	4	4	2	5	1	3	1	12
民間シェルター (n)	2	2	1	1	1		2	5
* 地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額 (円) H30年度		2,277,000	248,000	1,805,000			1,000,000	4,000,000
	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
配偶者暴力相談支援センター(n)	2	4	3	2	1	16	6	
民間シェルター (n)		2	9	1	1		9	
* 地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額 (円) H30年度			1,654,000	1,788,030	500,000			

* 婦人相談所からの一時保護委託費は除かれた、都道府県及び市町村が実施した財政的援助の額

偶者暴力相談支援センター、自治体の男女共同参画推進センターの相談窓口、民間団体などが相談を受けており、それらの機関が住民票所在地ではない所に移住しているDV被害者であることを証明する人)を満たすDV被害者が申し出た場合、援助金などを給付する特別な措置を行ってください。(また、銀行口座のない人への給付についても柔軟に対応してください。)^④生活を支えるためには、現金給付だけでなく、生活保護基準よりも下回る収入状況の人には、生活保護を適用して下回る金額を支給する方がより安定的に救済できると思います。生活保護の適用の拡大をしてください。また、生活保護と就労収入で生計を維持している世帯の収入認定についても、事務的ではなく柔軟な対応をしてください。^⑤シェルター等の利用者やスタッフに感染者がでた場合、メディアで詳しく報道されると、秘匿にしているシェルターの場所が知られてしまう危険があります。各自治体の発表の報道をみると、かなり詳しい個人情報が出ているようです。DVシェルター関係者の発表内容や報道への配慮をしてください。」と要望をした。

4. 政府の対応

1) 2020年4月3日

全国女性シェルターネットの要望書⁹⁾を受けて、2020年4月3日付けで、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室と、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室から、都道府県の男女共同参画課と婦人保護施策課に、「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」¹⁰⁾という通知が送られた。内容は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されていることを鑑み、電話相談や、各都道府県の相談窓口の継続の必要性が示された。また、DV被害者が民間シェルターに、突然、避難してきたとき、配偶者暴力相談支援センターに保護の要否の判断を経ることなく、速やかに被害者の安全を確保する旨が記された。民間シェルターは被害者を保護した後に、配偶者暴力相談支援センターに連絡を入れ、民間シェルターに委託をするかどうかの判断をして良いことが報告された。今までは、日本のDV被害者の保護制度は、もし、DV被害者が、民間シェルターに助けを求めたために、逃げてきたら、ある県では被害者が実費で滞在費(大人1,500円～2,500円/日、子ども1,000程度/日、大人が1か月滞在だと1万5,000円～2万円程度)¹¹⁾を支払うのであれば、即、一時保護をすることができた。しかし、ほとんどの女性は、着の身着のままの状態では逃げきて、所持金が無い場合が多い。そのような母子を、民間シェルターが一時保護をする場合、都道府県の配偶者暴力相談支援センターの手続きが必要になってくる。理由は、都道府県が所管している一時保護施設が空いていれば、無料で提

表2 民間シェルターへの一時保護委託費(北海道)

1人あたり日額単価	14日以内	14日超
暴力被害者	7,830円	7,670円
就学前児童	4,690円	4,690円
就学時から18歳未満	2,480円	2,480円
同伴者(18歳以上の 子、同居親など)	2,100円	2,100円

供できるので、都道府県としては、そちらを利用してほしいためである。都道府県が所管している一時保護施設(配偶者暴力相談支援センター)が、満室の時だけ、民間シェルターに委託して、保護をしてもらっていた。配偶者暴力相談支援センターは、規則が厳しい(外出不可など)、必ず2週間で退所しなければならないため、民間シェルターを希望する被害者は多い。2週間では、自分の身の振り方を考えることが難しく、DV夫の下に、やむを得ず、戻ってしまうことも多い。配偶者暴力相談支援センターが、民間シェルターに保護を委託した場合は、DV被害者は無料で滞在でき、都道府県が、民間シェルターに、滞在委託費を支払うことになっている。以下は、北海道の契約例¹²⁾で(表2)、都道府県が許可、いわゆる民間シェルターにDV被害者の保護を委託すれば、7,830円/日が収入となり、民間シェルターを維持していくための財源となる。DV被害者個人からの実費となれば、2,500円/日の収入であるため、財源が不足をしている民間シェルターとしては、できるだけ、行政からの委託を受けて、保護をしたいのが実情である。しかし、行政としては、税金で賄うため、できるだけ安く収めたいのが本音である。また、都道府県によって違いはあるが、北海道の場合は、民間シェルターに2週間以上、被害者が滞在をしても、状況に応じて、滞在費の負担を北海道が支払うことになっている(表2)。DV被害者は、2週間では自分の身の振り方の決断が難しいため、滞在延長が可能な民間シェルターに保護されたほうが、落ち着いて生活を続けることができる。

このような制度の下で、日本のDV被害者の一時保護が行われてきたが、新型コロナウイルス感染症の下では、都道府県の配偶者暴力相談支援センターの判断を仰がなくても、避難してきた被害者を、即、日本全国どこかの民間シェルターで一時保護をしても良いことになった。新型コロナウイルス感染症防止のうえで、賢明な方針である。

2) 2020年4月17日

全国女性シェルターネットの要望書⁹⁾を受けて、さらに、2020年4月10日に、橋本聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が、「新型コロナウイルス感染症への対

応に係るDV被害者に対する相談窓口の設置について¹³⁾の演説で、1億5千万円を計上することを表明し、4月17日の文書で、具体的なDV支援の拡充の内容が示された。日常的に運用されていた「DV相談ナビ」(0570-0-55210)に加えて、①～⑥の内容の支援が拡大されることになった。①24時間対応の電話対応「DV相談プラス」0120-279-889、SNS相談(正午から午後10時)、②メール相談(24時間対応)、③WEB面談、④外国人向け相談(英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語)のSNS相談の設置、⑤全国の女性シェルターネットの人材を活用して、DV被害者の同行支援、⑥保護(婦人相談所のほかに、民間シェルターとホテル)で、これらの支援のために経費が計上された。

3) 2020年4月22日

日本では新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民全員に10万円が支給されることになり、これを「特別定額給付金」と名づけた。この制度は、世帯毎に、家族の人数分、振り込まれるシステムになっているため、DVや虐待で、家族から避難をしている人が、受け取れるべき10万円を受け取れるか、問題となった。そこで、総務省から、2020年4月22日付けで「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について¹⁴⁾」で、地方自治体、民間シェルター等でDV相談を受けた証明書と、本人確認ができる書類を提示すれば、現在、避難している場所で、10万円を受け取ることができ、加害者側が2重に受け取らないよう、手続きを進めることができることが通知された。

4) 2020年5月1日

「親族からの暴力等を理由とした避難事例の取り扱いについて¹⁵⁾」という文書が総務省からだされ、特別定額支援金10万円が、配偶者からの暴力だけでなく、親からの虐待や、子からの暴力(高齢者虐待)等で避難している人も、DV被害者と同じように、事前手続きをすることにより、受け取れることができることが通知された。

5. 総括

新型コロナウイルス感染症下で、DV被害者を安全に避難させるために、シェルターの存在は重要である。また、日本には、民間が運営しているシェルターと、公共のシェルター(配偶者暴力相談支援センター)の2種類があることがわかったと思われる。新型コロナウイルス感染症下で、DVが増加し、被害者を守っていくためには、配偶者暴力相談支援センターと民間シェルターの連携は大切である。また、民間シェルターが無い県もあり(表1)、そのような県の被害者は、他県の民間シェルターに避難することもある。さらに、加害者から距離をとるために、遠方の都道府県の民間シェルターに避難

をする必要があることも多い。配偶者暴力相談支援センターは、居住地の人のみの利用になるが、民間シェルターは、遠方の人、シェルターでの避難生活が2週間以上必要な人、配偶者暴力相談センターを2週間で退所後、アパートで自立をするには、危険が多いとき、民間のシェルターを頼ってくるのである。このような利用方法があることから、民間シェルターは、日本のDV被害者支援に、重要な場所である。

民間シェルターの結束団体である、全国女性シェルターネットが、2020年3月30日付けで「新型コロナウイルス感染症対策状況下におけるDV・児童虐待に防止に関する要望書⁹⁾」を内閣総理大臣等に提出したことは、DV・児童虐待の予防に大きな進展をもたらしたと思われる。5月1日までに、受け入れられた内容は、「新型コロナウイルス感染症が緊急事態であっても、公共のDV相談窓口を開けること、電話相談、WEB相談、SNS相談の拡充、外国人相談の開設、被害者の保護、同行支援、民間シェルターとの連携、特別定額支援金10万円の個別受け取り」であった。新型コロナウイルス感染症で社会が危険にさらされているなかで、このように要望が反映され、1か月という短い期間で方針がだされたことはセーフコミュニティの形成につながったと思われる。

また、今までは、配偶者暴力相談支援センターの要否の判断が無ければ、被害者を一時保護ができなかったが、新型コロナウイルス感染症の下では、緊急保護が民間施設でも公共施設でも日本全国で可能となったことは大きい。これらの方針が、新型コロナウイルス感染症が収束後も継続していくように働きかけていく必要がある。

謝 辞

本研究は科研費若手調査18K18294で実施いたしました。

COI

論文投稿に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはない。

引用文献

- 1) 厚生労働省発表 2020年6月15日現在 (アクセス2020/6/15)
- 2) 内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について」2020年4月7日付け https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_sengen_0407.pdf (アクセス2020/5/19)
- 3) 朝日新聞デジタル 2020年5月22日 <https://www.asahi.com/articles/ASN5Q5V09N5QULFA01S.html> (アクセス2020/5/23)
- 4) Mazza, M., Marano, G., Lai, C., Janiri, L. & Sani, G.

- (2020) Danger in danger: Interpersonal violence during 新型コロナウイルス感染症 quarantine. *Psychiatry Research* 289, 113046.
- 5) Dipartimento per le Pari Opportunita (イタリア政府) <http://www.pariopportunita.gov.it> (アクセス2020/5/19)
 - 6) 全国女性シェルターネット <http://nwsnet.or.jp/> (アクセス2020/5/19)
 - 7) 内閣府男女共同参画局 (2020) 「DV等の被害者のための民間シェルターの現状について」 <http://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryo/pdf/1-6.pdf> (アクセス2020/5/19)
 - 8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (2001) (平成13年法律第31号、最終改正：令和元年法律第46号)
 - 9) 内閣府 (2020) 「新型コロナウイルス感染症対策状況下におけるDV・児童虐待に防止に関する要望書」 <http://nwsnet.or.jp/statement/20200330.pdf> (アクセス2020/5/19)
 - 10) 内閣府 (2020) 「新型コロナウイルス感染症感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200410_1.pdf (アクセス2020/5/19)
 - 11) 内閣府男女共同参画局 (2019) 「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会 (第2回) 2019/3/12北仲構成員資料」 <http://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryo/pdf/2-1.pdf> (アクセス2020/5/19)
 - 12) 北海道男女共同参画局 (2020) 民間シェルター委託費 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/dv/boryokukonzetu2.htm> (アクセス2020/5/19)
 - 13) 内閣府 (2020) 「新型コロナウイルス感染症感染症への対応に係るDV被害者に対する相談窓口の設置について」 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200410_1.pdf (アクセス2020/5/19)
 - 14) 総務省 (2020) 「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200422_1.pdf (アクセス2020/5/19)
 - 15) 総務省 (2020) 「親族からの暴力等を理由とした避難事例の取り扱いについて」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000627576.pdf> (アクセス2020/5/19)

離島医療を守る：沖縄の医療者確保の歴史と遠隔医療の展開

本村和久

沖縄県立中部病院 総合診療科

Remote Island Medicine: The History of Securing Medical Personnel in Okinawa and the Development of Telemedicine

Kazuhiisa Motomura

Okinawa Chubu Hospital, Program Director of Primary Care Medicine

和文抄録

沖縄県には25箇所のへき地診療所があり、うち16診療所が県立離島診療所である。太平洋戦争、沖縄戦後は公衆衛生看護婦や医介補が離島の保健医療を守り、その後は医師養成計画のもと常勤医師が配置されてきた。

しかし、近年は全国的な医師偏在の傾向には逆らえず、医師確保が困難な状況にあり、1離島診療所は常勤医が不在、代診医だけで医療を提供している状況にある。この状況下、看護師のみ勤務する時間帯は、スマートフォンを使った遠隔診療を行っており、医師不在で患者発生の場合は、看護師が持つスマートフォンから電話連絡受けて、指示している。具体的としては、心電図で狭心症と判断し、搬送を決めた事例や、高齢者の心肺停止では、消防団員(複数)がスマートフォンで動画を取りながら、心肺蘇生法を行ったこともあった。

新型コロナウイルス感染症対策としても遠隔医療が必要な状況にあり、地域住民、行政との連携を深めつつ、通常診療の中でも遠隔診療を進めている。

キーワード：離島医療 医療者確保 遠隔医療

Keywords : remote island medicine, medical professionals, telemedicine

1. 沖縄県における離島医療の現状

1) 離島診療所医師確保の現状

本県には25箇所のへき地診療所があり、うち16診療所が県立診療所(離島診療所)、9診療所が町村立診療所となっている。沖縄県は海域が広く、約500Km半径に離島診療所が点在しているのが特徴である(図1)。太平洋戦争、沖縄戦後この多くのへき地・離島の保健医療を確保すべく、昭和26年には、公衆衛生看護婦制度(71駐在所に公衆衛生看護婦122人赴任)が開始、さらに離島へき地限定の医師免許証ともいえる医介輔74人が離島へ

き地に赴任した。その後の医師養成計画のもと、平成3年には離島診療所すべてに医師が配置されるようになった¹⁾。

近年は、県立病院の医師研修プログラムである総合診療科医の養成及び派遣(大学卒業後5年目~7年目)並びに自治医科大学における医師の養成及び派遣(大学卒業後5年目~9年目)を実施することにより、へき地診療所、特に県立離島診療所における常勤医師の確保を図ってきたが、全国的に総合診療科を希望する医師が減少しており、本県も同様に総合診療科専攻医が減少した。先達の努力により、昭和26年から長きに渡り確保し

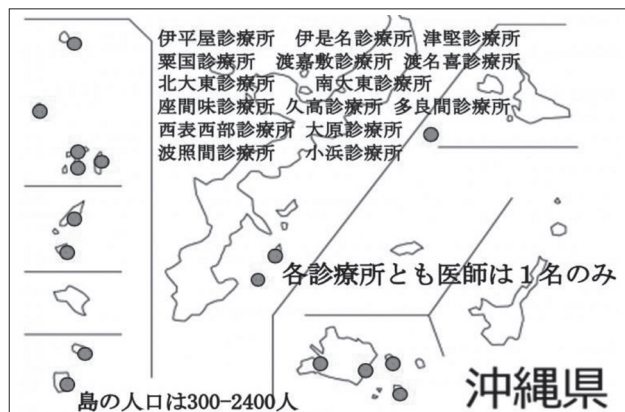


図1 県立診療所(16箇所) 500Km半径に点在



写真1 津堅診療所職員(令和2年8月筆者撮影)

てきた離島診療所医療者・医師が平成30年から確保が厳しい状況となっている。平成31年度（令和元年）からは津堅診療所（写真1）の常勤医師不在となり、令和3年以降も診療所医師確保が困難な見込みであるが、筆者が津堅診療所の管理責任者として、医師6-7人が代診医として数日交代で赴任し、医療を継続している。

2) 人口規模と離島診療所常勤体制

へき地保健医療対策等実施要綱において300人以上1000人未満の離島では、診療所を設置するものとしている²⁾が、常勤体制・非常勤体制への言及はない。中嶋らの小規模離島における医療提供体制の実態調査³⁾によると、離島診療所医師の勤務体制は、常勤体制と非常勤体制中央値（常勤体制375名、非常勤体制135名）の平均値（255人）であった。人口250から300人が非常勤体制を考慮する目安のひとつと考えられるとしている。また、中嶋らは日本の小規模離島において診療所が常勤体制から非常勤体制に変化したことで、現状を住民や医療行政担当者、後任医師はどのように感じているかについてアンケート調査を行っている⁴⁾。沖縄県立の離島診療所にあてはめると300人以下の離島は久高島246人（久高診療所）、阿嘉島263人（阿嘉診療所）の2診療所となる。ちなみに500人以下の離島は渡名喜島385人（センター付属渡名喜診療所）、津堅島449人（津堅診療所）となっている⁵⁾。

また、人口減少社会といわれる日本の状況だが、沖縄県の離島でも同様の傾向が見られている。この50年で離島診療所が担う地域人口は半減（図2：離島関係資料⁵⁾より本村作成）しており、人口の少ない離島での通院患者数も減少傾向にある。他方、人口が多い離島での診療所業務は、通常の診療業務に加え、高齢者施設の嘱託医や学校医、予防接種などの業務負担が大きいのが現状である。現在は各離島診療所にあまねく医師を1名ずつ配置しているが、必要となる医師数については、働き方改革関連法による労働基準法の改正により令和6年度（2024年度）から適用される時間外労働の罰則つき上限

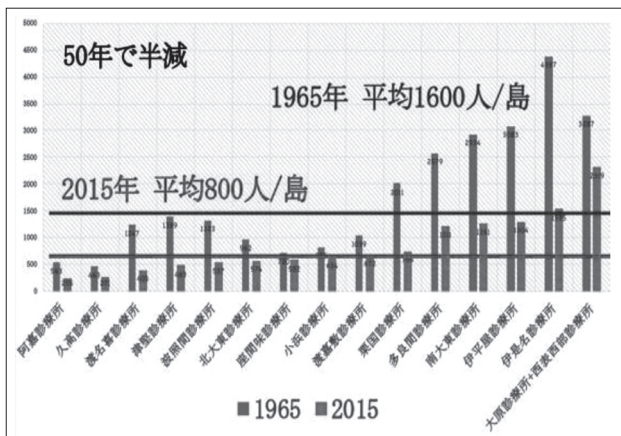


図2 離島診療所が担う地域人口 (人)

規制や各へき地診療所所在地域における医療需要の変化等を踏まえ、検討していく必要性も生じている。

2. 沖縄県におけるオンライン診療の現状

常勤医が不在である津堅診療所は、平日週に1日程度は夜間医師が不在、看護師のみとなっているが、休日は医師が島に泊まって、看護師が島外に出る体制としている。医師不在で患者発生の場合は、島外にいる医師が看護師の持つスマートフォンによる電話連絡を受けて、指示を行っている。いわゆるD to P with N（患者が看護師といる場合のオンライン診療⁶⁾）の形態であり、電話指示では、擦過傷の画像や心電図を静止画像で受け取る場合もあり、適宜動画に切り替えることもある。看護師への指示だけでなく、患者とも電話で話をし、治療方針を決定している。例えば、心電図で狭心症と判断し、搬送を決める事例もあり、高齢者の心肺停止事例では、医師の電話指示のもと、消防団員（複数）がスマートフォンで医師携帯に動画を送りながら、心肺蘇生を行い、看護師が静脈路からの強心薬投与などの処置を行うこともあった。

3. 沖縄県におけるオンライン診療の今後

・平時におけるオンライン診療の今後

患者が看護師等といる場合のオンライン診療については2018年度より離島・へき地におけるオンライン診療、初診対面診療の例外が定められ、さらに2020年度の診療報酬改定では、「準無医地区又は医療資源が少ない地域に属する保険医療機関において、やむを得ない事情により、二次医療圏内の他の保険医療機関の医師が初診からオンライン診療を行った場合については、オンライン診療料を算定できる。」とあり、対面診察以外での診療が保険診療としても緩和された。医師確保が困難な現状や、医師の過重労働を解消するためには、オンライン診療の推進が不可欠あり、具体的な施策を検討が必要となっている。

人口の少ない島において、島に常駐する医師以外の方法（通所や巡回診療）での医療提供体制が考慮される。この場合、医師不在時の救急搬送などで、島民の健康問題解決に問題が出ないよう、医療者不在でも救急対応ができる離島住民との慎重な議論が必要である。搬送手段（船、ヘリコプター、固定翼機）の確保としては、ドクターヘリ事業や海上保安庁、自衛隊、各地域の消防本部、119指令センターなどの関係機関と自治体、島民との密な連携、シミュレーションが必要となる。また、オンライン診療も医療者が不在の離島では重要な方法になると考える。

人口の多い離島診療所では、より支援が必要で、オンライン診療を医師複数で行う体制づくりも考慮すべき施策であり、離島診療所におけるニーズの差の認識が重要と考える（図3）。

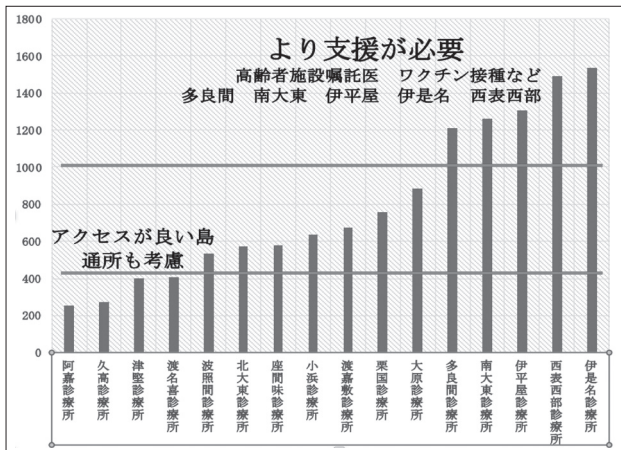


図3 離島診療所におけるニーズの差

4. 新型コロナウイルス感染症流行期におけるオンライン診療の現状と今後

新型コロナウイルス感染症の対しては、感染管理の問題からオンライン診療のニーズが強くなっており、厚生労働省は2020年4月10日に事務連絡として「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を発表、オンライン診療の時限的緩和の方針を打ち出している。沖縄県立中部病院附属津堅診療所では、通院している患者に、①病状が安定し長期処方可能な患者に説明の上、長期処方を行う②診療所が行っている在宅診療の頻度や回数を調整することを実行しているが、さらに医療者が感染し欠勤してもできる限り診療所機能を維持できるように診療継続計画を以下のように、立案、検討を開始している。

津堅診療所におけるオンライン診療について（筆者作成）

1) 現状

令和2年4月10日、厚生労働省は「診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療に

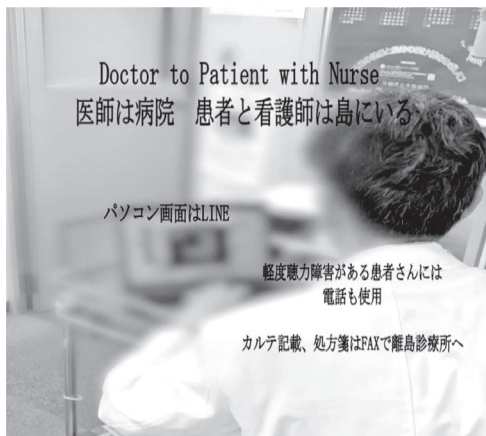


写真2 実際の診療風景（筆者撮影 令和2年6月）

より診断や処方をして差し支えない」と、オンライン診療を原則可能にする事務連絡を發した。(http://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf)

また、2020年度診療報酬改定 (https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000593368.pdf) においても「医師の急病時等であって、代診を立てられないこと等により患者の診療継続が困難となる場合」、「二次医療圏内の他の保険医療機関の医師が初診からオンライン診療を行う」ことが認められている。

2) オンライン診療の方法

(1) 診療時間帯

○平日の日勤帯（9時～17時）

以下の2パターンを想定、②について通信端末の操作ができるかシミュレートが必要。

①診療所の電話を担当医師に転送、親病院の医師とオンライン（スマートフォンを想定）診療を受ける。

②診療所で事務員が通信端末（パーソナルコンピュータかタブレット端末を想定）を操作、診療所内で患者が親病院の医師とオンラインで診療を受ける。

○時間外・休日

患者は119番に電話、119指令センターから離島診療所オンライン診療担当医師に連絡、三者通話で病状を確認、経過観察可能か搬送が必要かを判断。

搬送であれば、ドクターヘリ、自衛隊、海上保安庁によるヘリコプターもしくは船による患者搬送を行う。

※船の搬送でも親病院から添乗医師を派遣することは可能。

(2) 担当医師及び対象患者

オンライン診療を行う医師は津堅診療所での診療経験がある医師が担当。オンライン診療の対象は津堅島在住で原則受診歴のある患者とする。

(3) 処方の方法

病院において調剤、診療所でオンライン服薬指導を行う。

結 語

離島に赴任する医師の急病などの短期的な医療者不在や医師確保が困難で長期的に医療者が不在となる状況が地域医療崩壊という悪い結果にならないよう、地域の様々な社会的資源を用いて、医療者不在でも医療の質が担保できるシステム構築が今後の沖縄県に必要と考える。この問題の具体的な解決策の一つがオンライン診療であるのは間違いなく、離島・へき地医療の現状に即した国のバックアップが不可欠である。さらに、本研究はもとより、各都道府県レベルでもオンライン診療に関する検証を繰り返し、問題点を解決する施策を行うことが

重要と考える。

参考文献

- 1) 本村和久. 地域包括ケアシステムの構築－総合診療専門医に期待される役割－離島の医療を守る. 医療と社会. 29 (1) : 23-32, 2019.
- 2) へき地保健医療対策等実施要綱. 平成22年3月24日医政発0324第15号. 厚生労働省医政局長通知. https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb6159&dataType=1&pageNo=1 (令和2年8月1日利用)
- 3) 中嶋裕、横田啓、宮野肇、他. 小規模離島における医療提供体制の実態調査. 月刊地域医学. 32 (2) : 134-140, 2018.
- 4) 中嶋裕、原田昌範、横田啓、他. 日本の小規模離島において診療所が常勤体制から非常勤体制に変化したことで、現状を住民や医療行政担当者、後任医師はどのように感じているか? 月刊地域医学. 33 (2): 142-148, 2019.
- 5) 沖縄県. 離島関係資料 (平成29年1月) <https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chiikirito/ritoshinko/h28ritoukankeisiryou.html> (令和2年8月1日利用)
- 6) 厚生労働省. オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会. 第3回 資料4 2019年3月29日 <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000495283.pdf> (令和2年8月1日利用)

Safe Communityは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気付き」覚書き その9～

石 附 弘

日本市民安全学会会長
元内閣官房長官秘書官

Memorandum of Safe Community in Japan During Past 10 Years. Part 9

Hiroshi Ishizuki

President of Japanese Society for Civil Safety
Former Secretary of Chief Cabinet Secretary

はじめに

セーフコミュニティ（SC）と公衆衛生危機の関係については、数年前に厚木市の審査に際して来日したSC国際審査員の趙先生（韓国）が、「MERS（中東呼吸器症候群）もSCの対象になった」とのお話が、今でも耳に残っていることは前号で述べた。外傷を対象とするSCが、感染症の終息を何故対象にするのかとの疑問をもったからだ。

ただ、歴史を紐解けば、外傷ではない自殺（自死）も昔はSCの対象ではなかった。本来は個人問題であった自殺が社会問題化し、その予防にはポピュレーションアプローチ（コミュニティ全体での取組み）が必要不可欠という環境変化に、SC指導部が新たな考え方を打ち出したのだ。とすれば、1990年、WHO初定義の新興感染症についても、コミュニティ全体での取組みが必要不可欠であり、その新たな環境変化への対応として、SCの対象としたのであろう。

これまでの10数年にわたるSCを通じての内外の識者との交流は、浅学菲才の私にとって、またとない様々な「気付き」の機会でもあった。世界の常識に触れ、研究最前線の問題関心の所在を知るうえで重要な情報入手の場でもあった。

今回の覚書きは、コロナ危機開眼と題して、コロナ情勢によって私自身が気付かされた「小事」を、雑記帳風に紹介してみたい。

と言うのも、世界のSCを牽引するリーダーにインタビューを試み、その活動の発端について共通していたのは「小事」であった。ごく身の回りのありふれた出来事の中に、皆が見逃していた「あれっ」という不審点（小事）に気付き、データを調べ（往々にしてデータそのものがない場合もあったという）、仲間と問題関心や情報を共有し、課題解決を図る（大事を制す）というプロセスを踏んでいたからだ。自分への気付き、社会への気付き、それが、SCの考え方の原点だと思う。

1 私のコロナ開眼「小事をもって大事を制す」

1-1 コロナウイルスと人類の「彼我の力」

コロナウイルスという見えない敵に、市民の安全安心が翻弄されている。当初、病気の特徴も感染経路も潜伏期間も治療法も予防法も判然としなかったが、少しずつ解明されつつあるようだ。しかし、ワクチンも治療薬もないという致命的部分は変わらない。

端的に言えば、コロナとの戦争において、敵は自在に人体に潜入できるが、人類は攻撃や防御の武器を開発できず「素手」で戦っているようなものだ。識者によれば、この戦いは長期戦の構え、1万メートル競争、あるいはフルマラソンとなることを認識すべしと。

1-2 「武器としての素手」の「正しい手入れ」とは？

2020.2.19、厚木市から人権関係の講演を頼まれ、時節柄、コロナ問題にも触れなくてはと、手洗いやマスクについて勉強した。

講演では、ノロウイルスに対する東京都健康安全研究センターの資料を紹介させていただいた。正しく効果的な手洗いは、石鹸で2回洗い、時間にして1分40秒必要、しかも親指のねじり洗いが必要だと。

体感生活安全空間の創造
睡眠、休養、栄養……基本的な生活習慣＝感染対策！

命の安全安心 新型肺炎 新型コロナウイルス(2019-nCoV)
感染予防の第一は、手洗いの徹底。

【参考】ノロウイルスを対象にして行った手洗いの時間と回数による効果
▽手洗いをしないと残っているウイルスは約100万個。
▽ハンドソープで60秒もみ洗い後、流水で15秒すすぐと数十個。
▽ハンドソープで10秒もみ洗いし流水で15秒すすぐ 2回繰り返すと約数個
東京都健康安全研究センター 森功次研究員のデータ

正しく効果的な手洗いの方法
「学んだことがあり、覚えている」と答えた人
わずか26.2%。4人に1人

消費者庁が平成27年に実施した手洗い調査
対策 ①必ず流水を使うこと ②親指のねじり洗い
③手を拭く際は共用タオルは使わない

この資料の発見によって、私のこれまでの手洗いが完全に間違っていたことを知った。親指のねじり洗いなど

やっておらず、2回洗いや濯ぎの長さもいい加減なものであった。いわば子供の頃からの惰性で「手洗いもどきこと」を何十年もやってきたわけだ。

1回洗いでは、汚れが落ちてでもウイルスが残ることも知らなかった。手洗いの時間も、全行程、正しくやれば1分40秒かかる。皆さんは、手洗いに何分を使っているか計測してみたことがあるだろうか？

余談であるが、老年学を始めてから、ものの食べ方、歩き方、歯の磨き方など、その基礎を学ぶ機会が増えたが、人として正しい科学的な生活作法を身に付けてこなかったことを反省している。TVの断片情報ではなく、しっかりした学問の根拠ある新たな生活スタイル（ニューノーマル）を学び直さなければと思う。

【参考】他分野でも、惰性の作法が間違っていることは、多々ある。

自動車の運転で「一時停止の時間は3秒」ルールだ。3秒間はその場で停止していなければいけないが、観察すると、実際には「瞬間的停止」が多い。正しい停止3秒（安全行動）がコミュニティの中で習慣化していない。

因みに、3秒の根拠は、「右を見て、左を見て、また右を見て」と左右の安全確認を、しっかり首を振って行うに要する時間が概ね「3秒」で、いわば経験則上の安全原則（法的根拠はない）が、警察の取り締まりや安全免許教習所講習での安全教育で、3秒という数字は重要だ。

些細なこと、小さなことだが、これが「命の安全」のためのニューノーマルの基本的作法、これを守らないと事故に巻き込まれるリスクが急増する。

話を元へ戻そう。「素手」が有効な武器である以上、手洗いという「小事」でウイルスにスキを見せてはならない。外出時に付着したウイルスを、家庭に持ち込まないように玄関でアルコール消毒をしてから、さらに石鹸で丁寧に手洗いすることを習慣化する。石鹸がウイルスの脂質を破壊する。食事の前など折々の手洗いが発病の未然防止につながる。これを手抜きすると、ウイルス戦争に負ける。

なお、東京都の資料では、爪の間の手洗いが書いてないが、石鹸にせよアルコール消毒にせよ、爪の間は「安全の死角」である。某看護学校の学園祭で、手洗いによる衛生効果のチェックを試みたのだが、1回の石鹸だけでは、手の甲や爪の間が紫色になって、ゾツとしたことがある。

1-3 100万個の「ウイルス飛散防止」には「マスク防衛」で！

コロナウイルスは、一回のくしゃみや咳、また、大声の会話で約200万個の粒子数が飛び散り、感染には約100万個が必要との説があり、感染予防には、感染者がマ

スクをしてウイルス拡散の防止を図ることが基本だ。米国の研究では、人は無意識のうちに（汚れた）素手で1日に顔を25回も触るといふ。マスクがあれば、手が顔に直接触れることを予防できる。手袋の重要性もここにある。「たかがマスク、されどマスク」である。

【閑話休題】 まちから外国人が姿を消したが、「3密」を英語でどう伝えればよいか？ 調べてみると、「3Cs / three Cs (スリーシーズ) : crowding 密集場所、enclosed spaces 密閉空間、closed contact 密接場面」と言うそう。

2 「公衆衛生危機」とは？

2-1 手強く見えない敵：ウイルス

人類は、今、2つのウイルスという見えない敵との戦いを余儀なくされている。1つはコロナウイルスなど新興感染症、1つはネット社会に棲みつきサイバーテロ等を引き起こすウイルス。

前者は、世界保健機関（WHO）の定義（1990年に初めて発表）によると、「かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」とされる。

如何に手強い敵かには幾つか理由があるが、特に「発病まで無症状」というのは、感染の予防が一番難しい。全国民的対策が必要である。これを犯罪世界に例えれば、高齢者対象の振り込み詐欺で、騙されたと判る（発症）までは、被害に気付かないので、警察への届け出もないし犯罪はあるのに犯罪者を捕まえることができない。

2-2 戦争より怖い感染症

よく知られた事例であるが、第一次世界大戦による死者約1,000万人に比して、その際発生したスペイン風邪による死者は約4,000～8,000万人と推定され、約5億人が発症し、戦争終結のきっかけになったともいわれている。因みに、この時は、米国55万人、伊50万人、日本38万人、中国400万人～100万人の死者が出たとされる（世界人口は約20億人）。

さらに歴史を紐解くと、紀元前429年、ギリシャとスパルタの戦争（ペロポネソス戦争）の最中、ギリシャ最大の都市アテナイを感染症が襲い、多数の犠牲者を出し、古代ギリシャの民主政治家として知られたペリクレスもこの疫病で死亡、この戦争でのアテナイの敗北およびデロス同盟の解体を招いたといわれる。感染症は、国際政治のパワーバランスや国の命運を左右する。

・生物兵器戦争の源流にも

①紀元前3世紀、マケドニアのアレクサンドロス大王が、フェニキアが建設し地中海の覇権を拠点ティルスへ攻め込んだものの抵抗され陥落できなかった

が、偶々、陣営のマケドニア兵がペストで死んだことから、その着衣を敵の飲用水泉に投げ入れたところ、数日のうちに敵兵数千名が倒れマケドニアが勝利したという。

- ②インカ帝国（人口2,000万人）で天然痘が広がり半数近くの人々が死亡し、1年でスペインに降伏したが、これは攻め込んだスペイン兵（200人）の一人が天然痘にかかり、これがインカの人々に感染して、敗北につながった言われている。
- ③そして現代では、生物兵器が核とともに戦争の道具としての役割を担うようになった。米、ロシア、中国、イスラエルが生物兵器を研究開発（一部では実装）している由であるが、疫病を覇権欲のために戦争の武器として悪用するとは！かつて、「死の舞踏」とか「死の勝利（凱旋）」という絵画があったが、人は、この死神を悪用とする魔性を持ちあわせている。

2-3 コロナ危機の「危機」の特徴

・「無差別性」：コレラ王の裁判の再来

ところで、昔コレラが流行した際、描かれた絵に『コレラ王の法廷』（1852年 *A Court for King Cholera*）があるという（wikipedia）。雑然とした都市でコレラ（王）が相手かまわず感染や死刑を宣告していく様を描いたもので、病気の原因もわからず、人々が「3密」状態で、葬儀に追われ、途方に暮れてオロオロしている様子が描かれている。



A COURT FOR KING CHOLERA.

時代は下って、今の時代は、コレラ王ならぬ「コロナ王の裁判」に人類が泣かされている。～狙われるのは、手を洗わなかった者、3密を守らなかった人、そして高齢者か？

加害と被害の「両面的社会関係性」：コロナ危機という切迫した環境の下、「自分のための手洗いやマスクが、他者の命を守るためになる」＝「他者のための手洗いやマスクが、自分のためになる」という社会関係性が同時

進行し、自助安全意識の向上・相互扶助・お互い様意識の向上、新しい社会意識＝共生意識の醸成、「自助と共助」の同一化（運命共同体意識）という方向へ向かっているのではないかな。

例えば、3密厳禁化の中でも、多様なネットミーティングが生まれ地域コミュニティの繋がりが高まったという声も聞く。また、地域の小さなお店がハブ（結節点）になって、多数のマイクロコミュニティが誕生している。

危機（リスク）の早い「伝播性」「被害の甚大性・事態の深刻性」：社会・経済・文化・教育等、すべてに連鎖的影響 安全システムの維持管理の脅威になっている。

3 公衆衛生危機への対処

3-1 危機時と平時との対処の最大の違い

一般的に、危機時には①最重要・最優先の守るべき価値（命の安全）の明確化と、②人・金・情報など社会資源の集中運用・集中管理が必要である。感染症パンデミック対策においても同様で、社会資本の集中投入の枠組み（仕組みづくり）が重要だ。感染者の経路解明のシステム構築、保健関係者・医療関係者の円滑な任務遂行のための組織・運営補強措置、営業自粛要請と休業補償措置など危機管理上の課題が浮き彫りになってきた。

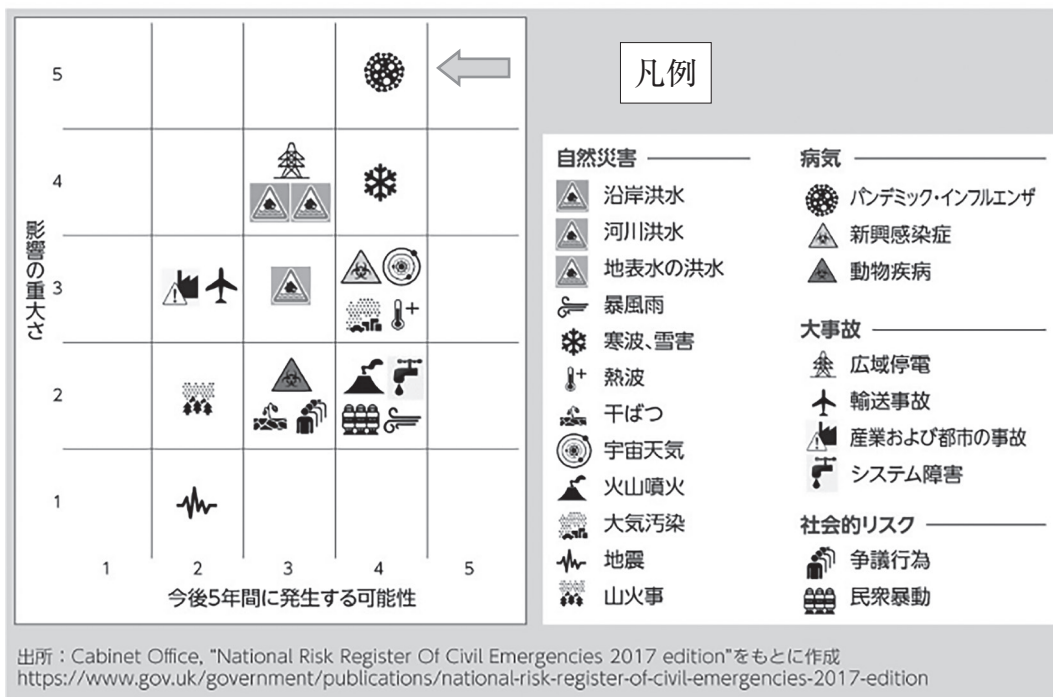
3-2 危機の予知予測（英国の事例）

英国の国家リスクレジスター（英国政府の「National Risk Register Of Civil Emergencies」）は、5年ごとに、社会的リスクについて評価分析を行い、英国政府と現場責任者が、緊急事態をどのように管理しているかの情報を国民に提供するとともに、これらの事態に備えるために国民として何ができるか（すべきか）について、アドバイスとガイダンスを示している。

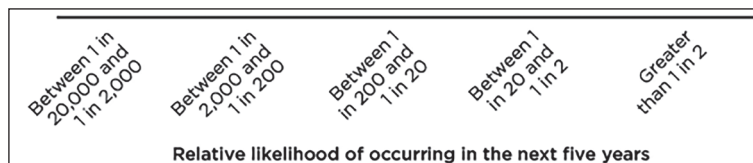
2017年版の資料によれば、今後5年間に最大1～2回しか起こらないが、発生すれば国家や社会に最大級の被害を与えるソーシャルリスクとして、パンデミックを指摘していた。表は、筆者が読み易く加工したものである。

Matrix A - Hazards, diseases, accidents, and societal risks

図1 英国のリスクマップ(自然災害・事故)



上記表の下欄1～5の可能性であるが、以下の確率としている。



3-3 「生存」(命)の価値が最優先

コロナ危機ほど、政治や行政のトップの役割と資質が問われたことはない。「生存」(命)の維持に必要な行動であることを分かりやすく国民に説いて国民の合意を得つつ、挙国一致の全国的行動変容を強力に進めていく政治力(リーダーシップ:先見性、信念、情熱)である。

【国民へ向けた名演説：メルケル首相】

パンデミック公衆衛生危機、特に新型コロナ危機は、強敵で、他のすべての価値を犠牲(制約)にしても、「生存」(命の安全)維持に必要な行動をとらなければならない。これに関連して、独のメルケル首相(東独出身(注))の名演説(2020.4.7)は、トップのあり方として、歴史に残るものとなる

(注) ドイツ初の女性首相として外交・内政の危機を抜群の安定感で乗り越え、国民からは「ムティ(お母さん)」と親しみを込めて呼ばれている。首相は、牧師だった父の転勤で生後まもなく旧東ドイツに移住。西側への移動が制限された東側で育った自身の経験を交えて演説し、国民に理解を求めた。

「旅行や移動の自由を苦勞して勝ち取った私のような人間にとって、そのような制限は絶対に必要な場合のみ正当化されます。しかし現在、人命を救うため、これは避けられないことです。私たちがどれほど脆弱であるか、どれほど他者の思いやりある行動に依存しているかということ、それと同時に、私たちが協力し合うことで、いかにお互いを守り強めることができるかが問われています。

ウイルスの拡散を封じるには、お互いの距離を保ちましょう。握手を**してはいけません**。丁寧に頻繁に手を洗い、人と少なくとも1.5メートルの距離を置き、出来るだけお年寄りとのコンタクトを避けましょう。

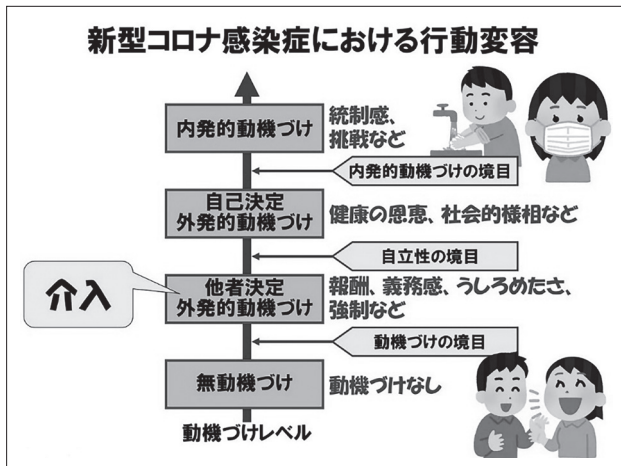
祖父母が寂しくないように、ポッドキャストに録音する孫もいます。愛情と友情を示す方法を見つける必要があります。Skype、電話、メール、そして手紙を書くという方法もあります。この社会は人を孤独にさせない様々な手段が沢山あると確信しています。

状況は深刻で未解決ですが、お互いが規律を遵守し、実行することで状況は変わっていくでしょう。このような状況は初めてですが、私たちは心から理性を持って行

動することで人命が助けられることを示さなければなりません。例外なしに、一人一人が私たちすべてに関わってくるのです」と。(下線は筆者)

3-4 国民の意識をどうすれば変えられるか？

難問である。ここでは、東海大学の公衆衛生学 渡辺良久先生のスライドが判りやすいので、ご了解を得て紹介しておきたい。



3-5 コロナ時代を象徴する新語の洪水

新時代特有の「言葉の意味」を知らないと、安全安心に生きて行けない時代になったようだ。CVOVID-19、オーバーシュート、ロックダウン、クラスター（感染者集団）、PCR検査等々これまで聞いたことも無い専門用語の氾濫現象が起きている。今となっては、8か月前の平和で安定した時代が懐かしい。

【参考】感染・伝染、流行の違い

ところで、医学系の方は常識と思うが、法学部の私には、「感染症・伝染病、流行病」のキーワードについても、この機会に勉強させていただいた。ものの本によれば、①感染：一人（一主体）の宿主が対象 ②伝染：二人（二主体）の宿主の片方からもう片方への感染 ③流行（英語：epidemic エピデミック）：複数の宿主の間（社会）における伝染で、これには、狭い地域で起きるものを地方性流行（英語：endemic）④汎発性流行（英語：pandemic）多国籍にまたがって広範囲で起きるものをパンデミックという。⑤なお、微生物が進入する前（たとえば皮膚表面に付着しただけ）などの場合は「汚染」というようだ。

3-6 スタンダード・プリコーションと手洗い

その新語の1つに「スタンダード・プリコーション」がある。いわば、手洗いの根拠法というべきものだ。

標準予防措置策（Standard precautions）とは、感染症の有無に関わらず、あらゆるご利用者・患者に対して普遍的に適用される予防策。手洗い（手指衛生）や咳エ

チケットから、個人防護具の使用、使用器材・器具・機器の取り扱い、患者配置等々、病原体の感染・伝播リスクを減少させる基本原則である。

1996年にアメリカ疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention：CDC）が発行した隔離予防策ガイドラインにより提唱された。すべての人が、何らかの病原菌を持っているという前提で、これへの予防策を講じたものだ。そして、感染経路の遮断がもっとも有効な感染予防策と指摘している。

（なお、手洗いによる消毒法の科学的な証拠は、ゼンメルワイス（1818～65）によるもので、彼は、不遇のうちに世を去るが、後世、「感染制御の父」とも呼ばれた）。

3-7 海外の事例に関心を！

- ・ 検疫（水際隔離対策）……台湾方式が見事であった。
- ・ 市中で感染者が出た場合の対策……感染者早期発見、感染者集団（クラスター）調査
- ・ 感染経路解明
- ・ 感染者の地区、アパート、学校、高齢者施設、自宅での場所的・空間的隔離
- ・ 都市封鎖（ロックダウン）……都市機能マヒ、他都市へ伝染防止：移動の自由の制限
- ・ 自粛

3-8 パンデミックには国際協力や連携が最重要

言うまでもないことであるが、特に、パンデミック事態にあっては、国際協力や連携は重要である。平時には犬猿の仲でも、危機時には共通の大敵の鬼と戦い勝った桃太郎伝説（犬・猿・キジを部下にして大敵鬼退治に出かけた）の安全力学的意味は大きい。呉越同舟という言葉もある。しかし、某国某大統領には馬耳東風であらう。

4 人生見直しの時

4-1 九死に一生を得た時

人は、命からがら危機（死線）を乗り越えた時、昨日までの時間や仕事に追われていた自分を振り返り、自分にとって一番大切なものは何かに気付く動物のようだ。家族の絆の大切さに気付き、大切なもの（こと）のためにもっと時間を費やさなければならないと。これからの人生のあり方も、世のため人のために役立つことに、生かされた命を使おうと。これは、例えば、飛行機事故の生還者も、炭鉱の落盤事故で救出された被害者も、東日本大震災で津波被害に九死に一生を得た被災者も、皆、同じ証言をしている。そして、新たな人生の道を歩み始める。

サリン事件発生の際、緊急医療態勢をとったことで有名な聖路加国際病院の日野原重明先生も、1970年、日本初のハイジャック事件に遭遇し、4日間拘束され死も覚悟したが、韓国の金浦空港で解放された。解放後は、内

科医としての名声を求めるよりも、事件以後の命を与えられた（筆者注：自分は社会に役立つために生かされた）と考えるようになり、事件が人生観を変えるきっかけになったと述懐している。

コロナ危機に直面し、われわれは昨日までの当たり前の生活を失ったが、今、私たちが真っ先にすべきこととは何だろうか？

4-2 子どもたちは、いま何を学び、どう行動すべきか

イタリアのミラノにあるヴォルタ高校のスキラーチェ校長（注）は、学生たちに次のように呼びかけたという。「混乱のさなかにあるいまこそ、この本をじっくりと読むことをおすすめします」と。それは、イタリアの中学教科書にもある文豪マンゾーニの小説「いいなづけ」で、17世紀にミラノで流行したペストにより街が打撃を受けた様子などに学ぶべきと。

（注）猛威をふるう新型コロナウイルスの影響で、国連は、4月16日、188カ国が全土で休校措置をとり、15億人以上の子どもが学校に通えなくなったと伝えている。

この未曾有の事態に、子どもたちは、いま何を学び、どう行動すべきか？ イタリア・ミラノの理系名門高校「アレサンドロ・ヴォルタ高校」のドメニコ・スキラーチェ校長先生が休校を伝える「生徒への手紙」（2020.2.25 Lettera agli Studenti）は、14世紀、17世紀のペスト流行時の教訓から学ぶよう呼びかけるもので、「デマに騙されるな」「もっとも大切なのは人間らしい思いやり」など、その力強いメッセージは、生徒のみならず多く人の心に響き、世界中で拡散、感動の輪を広げ、5月1日、『「これから」の時代を生きる君たちへ』（世界文化社刊）として刊行された。

4-3 スキラーチェ校長から日本の子どもたちへのメッセージ

そんな状況のなか、スキラーチェ校長が経験したことや気づきを通して、日本の子どもたちへ未来へ向かう希望のメッセージを届とどけてくれたという。「この危機を乗り越えたとき、皆さんはきっと変わっていることでしょう。よい方向に変わることができるかもしれません。もっと自覚を持った、もっと素晴らしい人間になることができるかもしれません。本を読み、考えることで、この孤独な長い日々を無駄に失われた時間にせず、有益で素晴らしい時間にしましょう。イタリアの生徒たちにとっても、日本の生徒たちにとっても、そうあってほしいと思います。皆さんの幸運を、心よりお祈りいたします。」と

5 3つの感染症（病気 不安、差別）に強い社会づくりを！

5-1 見えない敵の本当の敵は、わがところにあり

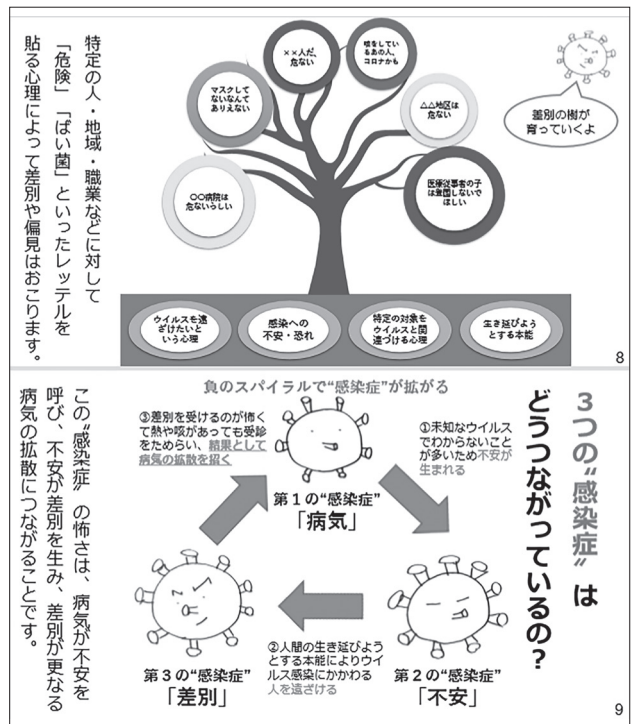
校長は、手紙の中で、次のように書いています。

「マンゾーニ、そしてボッカッチョが、私たちに教えてくれています。それは、人間が作る社会が毒され、市民生活が荒れること。目に見えない敵に脅かされた時、人間の本能は、あたかもそこらじゅうに敵がいるかのように感じさせ、私たちと同じ人々までもを脅威とみなしてしまう危険がある」と。

「14世紀と17世紀のペスト流行時とは異なり、現代の私たちには確実に進歩し続ける医学があります。社会と人間性、私たちの最も貴重な資産であるこれらを守るために、文明的で合理的な思考をしましょう。もしそれができなければ、“ペスト”が勝利してしまうかもしれません。」と。

「集団の妄想に惑わされず、冷静に、十分な予防をしたうえで普通の生活を送ってほしい」と。

5-2 日赤の「3つの感染症」啓発資料



これらは、日本赤十字社の3つの感染についての啓発資料です。

* * *

コロナ危機で、われわれは、行動の自由や日々の平凡な生活の営みの有難みを、これほどに自覚させられたことはなかったと思う。それ故に、その「価値」を取り戻すために、われわれは小事を大切にしなければならないと思う。「たかが手洗い、されど手洗い」である。

「小事は大事（大事は小事）」は、古くは藤堂高虎、明治の渋沢栄一、昭和の松下幸之助、本田宗一郎が好きな言葉であるが、コロナで、一段とその輝きを増す。また、SCの原点もここにあることを忘れてはならない。

* * *

と、ここまで書いて、大事なことを言い忘れたことに気付いた。「小事」にこだわりすぎてはいけないということである。

今回、手洗いについて調べているうちに、手の汚れが気になり、何度も洗わねば不安がつる「洗浄強迫」という病気があることを知った。例えば、電車やバスのつり革、ドアノブ、エレベーターのボタン、エスカレーターの手すり、スイッチなど日常生活で手で触れるものすべてがリスクとなる。そこで、汚れや細菌汚染などの恐怖から過剰に手洗い、入浴、洗濯などをくりかえしたり、ドアノブや手すりなど不潔だと感じるものをさわれない。「手が汚い」という強い不安から何時間も手を洗い続けたり、肌荒れするほど消毒をくりかえすなど、明らかに「やりすぎ」な行為となれば、「洗浄強迫」「不潔恐怖」というところの病気になる。数字などにこだわるのも良くないようだ。

筆者も、物に触る時は、原則、手袋を使用し、どうしても直接触れなければならない時は、携帯用アルコールスプレーでの消毒を心掛けています。高齢者というハンディを背負っているため、なおさら慎重に行動せざるを得ず、コロナ後はかなり神経過敏になったと自覚している。

欧米では、精神科外来患者の約9%が強迫性障害の由であるが、日本の精神科外来では4%前後との報告があるという。また、全人口のうち強迫性障害は1、2%、50～100人に一人の割合ともいわれているが、コロナ後は、患者が増加しているのではなかろうか？

手洗いをしなければ「コロナ」に負け、手洗いをすれば「コロナ」には勝てるが、過ぎれば「こころの病気」になるというのだから、兎角、この世は住み難い。

知的障害や発達障害をもつ高校生への ドメスティック・バイオレンス (DV) 予防教育の挑戦

須賀 朋子

酪農学園大学

Challenges in Domestic Violence (DV) Prevention Education for High School Students With Intellectual or Developmental Disabilities

Tomoko Suga

Rakuno Gakuen University

抄録

交際相手間で起こるドメスティック・バイオレンス (DV) は、デートDVと呼ばれ、若年層を中心に近年増加傾向にあり、特に知的障害・発達障害がある生徒がデートDV被害に巻き込まれていることが社会的な問題となっている。本研究では、知的障害・発達障害特別支援学校、学級の教員7名に、インタビュー調査(調査1)を行った。その結果、教員全員からDV予防教育が必要という回答が得られた。理由として、特に高等部の生徒がデートDVや性被害に遭っていること、被害を受けていても気づいていないこと、アダルトビデオの情報を信じ込んでしまう生徒が多いことが挙げられた。また、予防教育を作成するときに、生徒の知的能力を考慮する必要がある。

軽度の知的障害あるいは発達障害がある生徒が通学する高等支援学校で、DV予防の介入授業を行った(調査2)。生徒のアンケート結果からは、DV予防教育を受けて良かったと思っていることが統計的にも示された。さらに、「どいうことが暴力か?」という踏み込んだ内容も理解していた。しかし、デートDV被害を受けたときに、誰かに相談できる生徒は65.8%にとどまり、それ以外の生徒は自分からは相談できない状況であった。

今回は、高等支援学校1校での介入授業であったため、あくまでパイロット研究と考えている。これから、介入授業を行う高等支援学校を増やして、更なる検討が必要であろう。

キーワード：知的障害・発達障害、DV予防教育、特別支援学校、高等支援学校

Abstract

As the victims of domestic violence (DV) increases in young people, there are some who become involved because of their intellectual and developmental disabilities. In the present study, we conducted an interview (study 1) with seven homeroom teachers at a special needs school for children with intellectual or developmental disabilities and received a response from all teachers that preventative education on DV is necessary. The reasons included high school students were especially prone to DV and sexual abuse, they were often unaware of the abuse they were experiencing, and many students believed information from adult videos. It was also noted that intellectual capacity of students must be considered when preparing the preventative education.

We taught an intervention class on DV at a special needs high school for students with mild intellectual and developmental disabilities (study 2). The questionnaire conducted on students statistically showed that students were in favor of the DV prevention education. In addition, they were able to understand a complex idea of "what is violence". However, only 65.8% of students said they would consult someone if they became a victim of such violence, leaving other students unable to consult someone on their own volition.

Since the present study was limited to an intervention class at one high school, it is a pilot study. We need to continue with the intervention class at other special needs high schools and examine its impact.

Key words : Intellectual Disability, Developmental Disability, DV Prevention Education, Special Support School, Higher Support School

受付日：2020年6月15日 再受付日：2020年7月1日 受理日：2020年7月2日

I. はじめに

近年、知的障害や発達障害（以下、知的・発達障害と記す）の原因の一つに、子ども時代に受けた虐待や、面前ドメスティック・バイオレンス（DV）があげられている¹⁾。また、知的能力に問題がなくても、虐待やDV家庭であることが原因で情緒不安定になり、対人暴力を起し、学校に行けなくなり、学習面での遅れが生じる生徒が存在している²⁾。米国では知的・発達障害とDVの関係も指摘され始めているが³⁾、症例数が十分ではなく、証明されるには至っていない⁴⁾。知的・発達障害を抱えて大人になった人の話から、子ども時代に虐待やDVを受けていたことが疑われる症例が数多くみられるようになってきている⁵⁾。

日本でもDV、ストーキング、高齢者虐待、児童虐待、性的虐待は増加しており、知的・発達障害がある人は、DVや犯罪に巻き込まれる可能性は高い⁶⁾。そこで、知的・発達障害がある高校生にDV予防教育を行うことを試みた。教材を作成するにあたり、調査1で、知的・発達障害の特別支援学校または支援学級の先生にインタビュー調査を行い、生徒に起きていることの実態、DV予防教育に、どのような内容を組み入れるとよいと思うかを明らかにした。

次に、知的・発達障害の生徒たちを対象とした高等支援学校において、DV予防教育のための授業を行い、直後に生徒にアンケート調査を行いDV予防教育の効果を検討する。

II. 研究方法

1. 研究デザイン

まず最初に、知的・発達障害特別支援学校または学級の教員へのインタビュー調査を行い、生徒の実態把握を行う（調査1）。

次いで、知的・発達障害がある生徒が通う、高等支援学校でDV予防の介入授業を実施し、授業を受けた生徒へのアンケート調査（調査2）によって効果を検討する。

2. 対象と分析方法

1) 調査1

調査1では、A県、B県の知的・発達障害特別支援学校または学級の教員7名（表1）に半構造化面接を行い、ICレコーダーに録音（約5分）し、質的統合法で分析を行った。

質問項目は「①生徒がデートDV被害を受けたことを聞いたことがあれば、具体的に話してください。②生徒が虐待を受けていたり、DV家庭であることを感じるものがあれば、具体的に話してください。③知的・発達障害特別支援学校や学級で、DV予防教育は必要だと思うか？どんな内容を盛り込んだほうが良いか、教えてください。」の3項目を質問した。

調査1で得たデータから作成した逐語録を精読し、「知的・発達障害特別支援学校・学級の生徒が受けたデートDV」、「虐待を受けていたり、DV家庭であることをどのように知るか」、「DV予防の必要性と内容」に関する文節を抽出し、ラベルとした。質的統合法を用い、意味内容の類似性に従い分類し、抽象度を上げるごとに小表札<>、中表札「」、大表札【】として表示した。分析は著者と、教育学を専攻する修士課程の学生の間で繰り返し検討し、妥当性・信頼性の確保に努めた。

表1 研究協力者教員

ID	A	B	C	D	E	F	G
性別	女	男	女	女	女	女	女
知的障害児教育経験年数	20	10	14	21	15	20	14

2) 調査2

調査2では、C県にある知的・発達障害のある生徒が通う、高等支援学校（障害者手帳を持っているか、中学まで通級学級や特別支援学級に通学していたことが入学の条件となる）において、DV予防の介入授業を行った。

対象は、高校生1年生から3年生までの33名（男18、女15）で、パワーポイントを使用して60分間の授業を行った。

DV予防授業の資料はパワーポイントで作成し（表2）、内容の概略は下記の通りである。①人との出会いについて、②デートDVに至る場面のストーリー（男子編と女子編）、③お互いを尊重するとはどういうことか？④暴力の種類、⑤暴力のサイクル、⑥DVの定義、⑦DV被害者の数、⑧DVは誰にでも起こりえること。

授業のなかで、④暴力の種類（図1、2）と⑤暴力のサイクル（図3）を特に時間をかけて、丁寧に説明を行った。

授業後、アンケート用紙を生徒に配布し記入を依頼した。アンケートの内容は、下記の通りである。

(1) デートDVについて

①デートDVについて知ってよかったか？〔よかった・どちらかといえばよかった・どちらかといえばそう思わない・そう思わない〕、

②授業後、デートDVが自分に関係のあることだと思ったか？〔関係のあることだと思った・少しは関係あると思った・あまり関係があることだと思わなかった・自分にはやっぱり関係ないことだと思った〕各問、いずれか1つを選ぶこととした。

(2) 交際相手との間で次のような行為があったとき、その行為を暴力だと思うか？

①殴ったりけったりする、②怒鳴る、③長時間無視する、④メールチェックや友達づきあいを制限する、⑤交際費をいつも払わせる、⑥避妊に協力しない。

①から⑥まで〔そう思う・どちらかといえばそう思う・どちらかといえばそう思わない・そう思わない〕のな

かから、各問、1つを選ぶこととした。


- (3) あなたが交際した場合、次のようなときに自分はどうに対応するか？
- ①交際相手と意見が合わないとき〔自分の意見に従わせる・話し合いで決める・自分の意見を言うが相手に合わせる・相手に合わせる〕
 - ②交際相手に腹だったとき〔非難する・無視する・がまんする・自分の気持ちを言葉で伝える〕
 - ③暴力を振るったとき〔あやまる・あやまらない・交際をやめる〕
 - ④暴力を振るわれたとき〔やめてという・やり返す・がまんする・にげる〕
 - ⑤暴力を振るわれたら相談するか〔誰にも相談しない・気づいてもらえるようにふるまう・誰かにメールなどで相談する・誰かに直接相談する〕

各問、いずれか1つを選ぶこととした。統計分析はすべてIBM SPSS statistics 22.0を使用して、Kruskal-Wallis検定で行った。

表2 DV予防の授業内容

1. 人との出会いについて
2. デートDVに至る場面のストーリー(男子編と女子編)
3. お互いを尊重するとはどういうことか？
4. 暴力の種類
5. 暴力のサイクル
6. DVの定義
7. DV被害者の数
8. DVは誰にでも起こりえること


ほうりょくのしゅるい - 1



- ・**しんたいてきほうりょく:**
 ・なぐる、ける、むなぐらをつかむ、首をしめる、物をなげつける、髪をもってひきずる、タバコの火をおしつける、凶器を使う、薬物やアルコールのきょうよう など
- ・**性ほうりょく:**
 性こういをきょうようする、ひ妊しない

図1 暴力の種類-1

ほうりょくのしゅるい - 2



- ・**せいしんてきほうりょく:**
 大声でどなりつける、みんなの前ではじをかかせる、バカにする、かぞくや友だちに会わせない、きょか無しにこうどうさせない、当たらないように物を投げつける、「おまえがおかしい」と言う、ストーカー、した打ち、スマホのチェック。
- ・**けいさいてきほうりょく:**
 お金をまきあげられる、かしたお金をかえさない、はたらくことがゆるされない、いつもおごられる。

内閣府HP

図2 暴力の種類-2

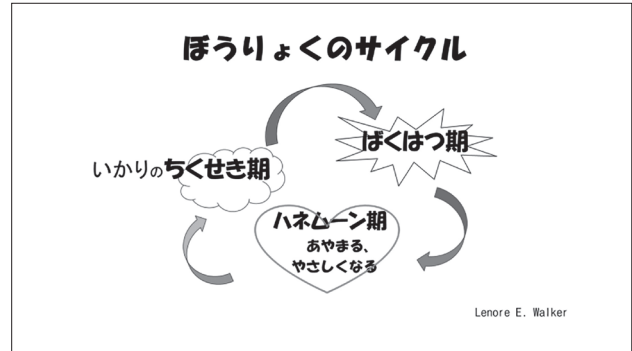


図3 暴力のサイクル

3. 倫理的配慮

調査1、調査2を行うにあたり、研究協力者に、研究の趣旨と協力の依頼を口頭と文書で説明した。研究協力は自由意志に基づき、任意性を保障した。本研究は酪農学園大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会承認を得て行った(承認番号18-2)。

Ⅲ. 結果

1. 調査1

教員7名へのインタビュー調査から抽出された「知的・発達障害特別支援学校・学級の生徒が受けたデートDV」を(表3)に示した。

【高等部】では、「性行為の強要」が「駅の障害者トイレで無理やり性行為>、<公園の障害者トイレで社会人に性行為をされたことを自慢げに話す>、<家で無理やり裸にされた>、<殴る蹴るの後、女子生徒が性行為を受け入れる>が起きていた。「精神的暴力」では「裸の写真を送ると男子生徒に命令されて女子が送ってしまった>が挙げられた。【中等部】では「上級生が校内で下級生に性行為>が起きていることがわかった。

特別支援学校・学級の教員は、「生徒が虐待を受けていたり、DV家庭であることをどのように知るか」(表4)は、【学校内外の関係者】として「下級の学校からの申し送り」で「児童相談所に保護されたことがある」という情報から知ること、「児童相談所」や「市の子ども支援課」からは「虐待や家庭の状況を教えてくれる」ことがわかった。また【保護者】である「母親」の「主人から暴力を受けているから>、<主人が許さないから>という言葉から、DV家庭であることを感じ、「親の知的問題」で「家庭に指導が入らない>、<親が身体的、言葉、性的な暴力>をしていることから虐待を予測することができることがわかった。【子どもの様子】からは「行動」では「トイレ介助のときよるめいたので抑えようと思ったら身がかがめた>、<距離感がおかしい、やたらとベタベタしたり、過剰反応したり>、<注意するとフリーズする>、<些細なことで暴力がでる>が挙げられ、「言葉」では「パパがママを叩く>、<叩かれたという>、<どうせ大人は、お前ら仕事だからでしょ>が口

癖から、DV家庭や虐待を疑っていた。また「着替えの場面」で「あざを発見しやすい」ことも挙げられた。

特別支援学校・学級の教員は【DV予防教育は知的障害がある生徒に必要】（表5）と7名全員の教員が答え、内容を考えるときに「生徒の知的能力を考慮する必要がある」と指摘があり、＜DVの正しい情報＞、＜暴言暴力は絶対にいけない＞、卒業後に＜職場で性暴力を受ける人が多い＞、＜セルフチェックができるようにしたい＞、＜自分で助けを求めることができない生徒が多い＞ことを考慮してほしい要望があった。また、「大人と子どもの絆を作る必要」で、＜安心した居場所、信頼できる仲間をつくる経験を積ませたい＞、＜信頼できる大人に助けを求めていいんだよということを教えたい＞ことが示された。

2. 調査2

調査2では、C県にある知的・発達に障害がある生徒が通う、高等支援学校でDV予防の介入授業を行い、授業後にアンケート調査を行った。

「1. デートDVについて知ってよかった？」という問いには、「良かった」という評価が有意に高かった。

しかし、「2. 授業後、デートDVが自分に関係のあることだと思ったか？」という問いの回答には、回答間で有意な差がみられず、意見が生徒のなかで割れた。授業のなかで「誰にでも起こりえること」を強調したが、知的・発達障害のある高校生にとっては、関係があることだと思った生徒もいれば、自分にはやっぱり関係ないことだと思った生徒がいた（表6）。

「交際相手との間で次のような行為があったとき、そ

表3 知的特別支援学校・学級の生徒が受けたデートDV

大表札	中表札	小表札
高等部	性行為の強要	駅の障害者トイレで無理やり性行為
		公園の障害者トイレで社会人に性行為をされたことを自慢げに話す 家で無理やり裸にされた 殴る蹴るの後、女子生徒が性行為を受け入れる
中等部	精神的暴力	「裸の写真を送れ」と男子生徒に命令されて女子が送ってしまった
	性行為の強要	上級生が校内で下級生に性行為

表4 虐待を受けていたり、DV家庭であることをどのように知るか

大表札	中表札	小表札
学校内外の関係者	下級の学校からの申し送り	中学部から「この子は虐待で児童相談所に保護されたことがある」
	児童相談所 市の子ども支援課	虐待や家庭の状況を教えてくれる
保護者	母親	「私が主人から暴力をうけているから」と言う 「主人が許さないから」と言う
	親の知的問題	保護者が知的障害であるため家庭に指導が入らないことが悩み。親が身体的、言葉、性的な暴力をする トイレの介助のときよろめいたので、抑えようと思ったら身をかがめた
子どもの様子	行動	高等部の子で人との距離間がおかしい、やたらとベタベタしたり、過剰反応をしたりする子がいて、DVでの離婚家庭であった 注意されるとフリーズする
		些細な事で、すぐに暴力がでる。頻度と強度が高く、暴力の家庭背景があるかなと感じる
	言葉	「あっち行け」と繰り返す子がいて、家で「あんたはあっちに行って」と言われて育ったようだ 本人が「パパがママをたたく」と言う
		言葉で「叩かれたんだ」という 「どうせ大人は」「お前ら仕事だからでしょ」が口癖の子がいた 小学校低学年とは思えない怖い言葉を使う
着替えの場面	着替えの場面あざなど、発見しやすい	

表5 知的障害のある生徒へのDV予防教育の必要性と内容

大表札	中表札	小表札
DV予防教育は知的障害がある生徒に必要	生徒の知的能力を考慮する必要がある	「こういうことがDV」という正しい情報を教えたい 暴言暴力は絶対にいけないと言っている 職場（アルバイト先など）で性暴力を受けることが多い
		「自分が受けていることは暴力だ」というセルフチェックができるようにしたい 自分で助けを求めることができない生徒が多い
	大人と子供の絆を作る必要がある	安心した居場所、信頼できる仲間をつくる経験を積ませたい 信頼できる大人に助けを求めていいんだよということを教えたい

の行為を暴力だと思うか？」(表7)の質問に対して、殴る、蹴る、怒鳴る、長時間無視する、メールチェックや友達づきあいを制限する、交際費をいつも払わせる、避妊に協力しない、のすべてで「暴力だ」という認識が統計的にも有意に定着した。

「あなたが交際した場合、次のようなときに自分はどうのように対応するか」(表8)という質問で、1) 交際相手と意見が合わないときは、「話し合いで決める」が統計的に有意に高いが、2) 交際相手に腹だったときは「がまんする55.9%」という回答が統計的に有意に高かった。3) 暴力を振ったときは「謝る」という回答が統計的に有意に高かったが、4) 暴力を振られたときは「やめてという38.2%」、「やり返す17.6%」、「我慢する26.5%」、「逃げる17.7%」で、回答間に統計的な有意差はみられなかった。5) 暴力を振られたら相談するかでは、「誰にも相談しない25.7%」、「気づいてもらえるようにふるまう17.1%」、「誰かにメールなどで相談する17.1%」、「誰かに直接相談する40.1%」で、回答間に統計的な有意差はみられなかった。

IV. 考察

知的・発達障害特別支援学校・学級の教員へのインタビュー調査(調査1)から、高等部の生徒がデートDVや性被害に巻き込まれていることが多くあることが明らかとなった。

知的・発達障害が原因で自分の身に起こっていることがわからず、性行為を強要された女子生徒が自慢げに話す事例や、性暴力を受けていることに気づいていない生徒が多く存在することが調査からわかったことである。また、知的・発達障害のある生徒たちに、DV予防の教育が必要であることを、調査協力をしてくださった教員は、全員が認識をしていた。

また、性行為の強要が、学校内(中学部)であったことが調査からわかったが、高等部の生徒の場合は、駅や公園の障害者トイレが事件の場所として挙げられていることから、地域に住む大人たちは、公共施設の障害者トイレが、性犯罪の場所になってしまっていることを認識する必要があるだろう。DVにおいて、警察官側が求め

表6 デートDVについて

	良かった	どちらかと言えば良かった	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	
1. デートDVについて知って良かったか?	72.8	21.2	3.0	3.0	$p<.001$
2. 授業後、デートDVが自分に関係のあることだと思ったか?	関係ある事だと思った 24.3	少しは関係あると思った 24.2	あまり関係があることだと思わなかった 27.3	自分にはやっぱり関係ないことだと思った 24.2	$n.s.$

n=33, 数字は%

表7 交際相手との間で次のような行為があったとき、その行為を、暴力だと思うか

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	
1. 殴ったり蹴ったりする	77.1	11.4	2.9	8.6	$p<.001$
2. 怒鳴る	55.9	26.5	2.9	14.7	$p<.001$
3. 長時間無視する	41.2	38.2	8.8	11.8	$p<.01$
4. メールチェックや友達づきあいを制限する	52.9	20.6	11.8	14.7	$p<.01$
5. 交際費をいつも払わせる	55.8	26.5	5.9	11.8	$p<.001$
6. 避妊に協力しない	64.7	14.7	8.8	11.8	$p<.001$

n=33, 数字は%

表8 あなたが交際した場合、次のようなときに自分はどうのように対応するか

	自分の意見に従わせる	話し合いで決める	自分の意見を言うが相手に合わせる	相手に合わせる	
1. 交際相手と意見が合わないとき	5.7	57.1	20.1	17.1	$p<.001$
2. 交際相手に腹だったとき	非難する 2.9	無視する 14.7	がまんする 55.9	自分の気持ちを言葉で伝える 26.5	$p<.001$
3. 暴力を振ったとき	謝る 66.7	あやまらない 9.1	交際をやめる 24.2		$p<.001$
4. 暴力を振られたとき	やめてという 38.2	やり返す 17.6	我慢する 26.5	逃げる 17.7	$n.s.$
5. 暴力を振られたら相談するか	誰にも相談しない 25.7	気づいてもらえるようにふるまう 17.1	誰かにメールなどで相談する 17.1	誰かに直接相談する 40.1	$n.s.$

n=33, 数字は%

ていることは、協力、理解、要望の3つであるという研究もあり⁷⁾、公共施設の障害者トイレへの見回りを、警察官に協力することもできるだろう。いずれにしても、教員だけでなく地域で、知的・発達障害がある生徒が、性犯罪に巻き込まれることを防ぐために、公共施設の障害者トイレは注視する場所であることが、結果から考えられた。

知的・発達障害がある生徒たちが、虐待、面前DV被害を受けていることは、学校内外の関係者である下級の学校や、市の子ども支援課などから、情報として提供されていること、その他、教員は、母親の言葉から虐待や面前DV被害を察知していることもわかった。

さらに、教員は保護者の知的な問題による子どもの被害にも悩まされていることが考えられた。これは、山田ら⁸⁾が病院での調査で、医療関係者が、虐待への対応に苦慮している部分と重なってくる。医療従事者や特別支援学校・学級の教員の苦労は、保護者支援への比重が高いことが、本調査と先行研究から考えられるであろう。

教員は子どもの様子から、虐待・面前DV被害を察知をしていることも多く、トイレの介助のとき、身をかがめた行動や、ベタベタしてくる行動、「パパがママを叩く」という言葉など、生徒の行動や言葉に注意して、知的・発達障害がある生徒の家庭の様子に気を付けていることが考えられた。知的・発達障害がある生徒たちは、本人自身で気づくことができないことが多いため、教員が、生徒の行動や言葉で気づくことは、とても大切なことであると思われる。

しかし、生徒のために一生懸命に対応をしても、「どうせ大人は」や、「お前ら仕事だからでしょ」という言葉を教員は浴びせられることもあり、これらの点を考えても、DV、暴力予防教育を、知的・発達障害の生徒たちに実施することが必要であろう。高等部を卒業後、社会にでてからデートDVや性被害の被害者や加害者になってしまうことも考えられることから、早い時期からの繰り返しの予防教育が必要であるだろう。

知的・発達障害特別支援学校・学級の教員は、生徒に、DVの正しい知識、セルフチェックができるようにさせたいということを望んでいることがわかったことから、DV予防教育のパワーポイント教材を作成し、知的・発達障害の生徒が通学する高等支援学校で、介入授業を行った。デートDVの授業を受けて良かったと思った生徒が、統計的に、有意に多いことが示されたが、自分に関係があるかどうかの認識は、生徒1人1人が異なっていた。「だれにでも起こりえること」ということは、高等支援学校の生徒には、伝わり切れず、全生徒への注意喚起までには至らなかったと思われる。

次に、高等支援学校の生徒に、丁寧に、時間をかけて説明をすれば、具体的な暴力の種類については、理解ができることが示された。殴る、蹴る、怒鳴る、長時間無視する、友達づきあいを制限する、交際費をいつも払

わせる、避妊に協力しないこと全項目において、高等支援学校の生徒は理解することができた。この結果は、DV、暴力予防教育を行うことが重要であると言っても良いだろう。なぜなら交際相手と意見が合わないときには、話し合いで決めること、暴力を振るったときは謝ることが、支援学校の高等部の生徒が、有意に認識できたことは大切である。

しかし交際相手に腹がたったときや、暴力を振るわれたときは、「我慢をする」という回答が一番多かったことは今後の課題として残された。また、暴力を振るわれたときに相談できる生徒が57.2%にとどまり、それ以外の生徒は、「だれにも相談しない」か「気づいてもらえるようにふるまう」と回答した点も、繰り返しの教育の継続が必要であると思われる。

本調査は、軽度の知的・発達障害の生徒が通学する一つの高等支援学校での介入結果であるため、あくまでパイロット研究という位置づけである。教員へのインタビュー調査の結果から得られた、「生徒の知的能力を考える必要がある」ことを常に念頭において、教材に修正を加えながら、今後、多くの学校で介入授業を行い、理解しているか否かの確認をしていく必要があると思われる。

V. 結語

本研究では、知的・発達障害特別支援学校、学級の教員7名に、インタビュー調査を行った結果、全員の教員からDV予防教育が必要であるという回答が得られた。理由として、特に高等部の生徒がデートDVや性被害に遭っていること、被害を受けていても気づいていない生徒がいることが挙げられた。予防教育を作成するときに気を付けることとして、生徒の知的能力を考えることが挙げられた。

また、特別支援学校・学級の教員は、生徒が虐待や面前DV被害を受けていることが多いことを、生徒や保護者の言動、学校関係機関からの情報から得ていることも明らかとなった。

その後、軽度知的・発達障害の生徒が通学する高等支援学校においてDV予防の介入授業を行った。DVの知識や、暴力の種類について、時間をかけて、丁寧に説明を行った。生徒のアンケート結果から、DV予防教育を受けて良かったということが示され、さらに、「どういうことが暴力か？」という踏み込んだ内容まで理解できていることが分かった。しかし、デートDV被害を受けたときに相談できる生徒は65.8%にとどまり、それ以外の生徒は自分からは相談できないと回答している。

今回は、1校の高等支援学校での介入授業であったが、今後、他の高等支援学校で実施するときは、あらかじめ生徒の知的能力の状況を教員から説明をうけてから、教員の要望に沿って、DV予防教育を行う必要があるだろう。

謝 辞

本研究は科研費若手調査18K18294で実施した。調査に協力いただいた皆様に感謝申し上げます。また、英文抄録において、Editage Co.にご指導いただいた。

COI

論文投稿に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはない。

引用文献

- 1) 藤岡良幸. DV被害者の現状と課題. 東筑紫短期大学研究紀要49 : 95-114, 2018.
- 2) 加来洋一. 対人暴力の予防に有効な介入とは? -精神医学の観点から-. 日本セーフティプロモーション学会誌12 (2) : 1-12, 2019.
- 3) Rizo, C.F., Irang, K., Dababnah, S., et al. The Intersection of Intellectual and Developmental Disabilities with Child Exposure to DV: Implications for Research and Practice. *Journal of Family Violence*, 2020. <https://doi.org/10.1007/s10896-020-00138-4> (2020/5/31検索)
- 4) Dababnah, S., Rizo, C.F., Campion, K., et al. The relationship between children's exposure to DV and intellectual and developmental disabilities: a systematic review of the literature. *American journal on intellectual and developmental disabilities*, 123 (6) : 529-544, 2018.
- 5) Dababnah, S., Olson, E.M., Nichols, H.M. Feasibility of the incredible years parent program for preschool children on the autism spectrum in two U.S. sites. *Research in Autism Spectrum Disorders*, 57 : 120-131, 2019.
- 6) Noriko Yamada, Nobuo Yoshiike. Support for Victims of Domestic Violence in Japan: Difference in Correspondence of Hospitals During Consultation Between Daytime and Nighttime Visit. *Japanese Journal of Safety Promotion* 12 (1) : 27-34, 2019.
- 7) 鈴木真人、山田典子. DV事犯等の対応で警察官が医療機関に望むこと. 日本セーフティプロモーション学会誌. 11 (1) : 37-42, 2018.
- 8) 山田典子、鈴木美里、田村真通、他. 児童虐待防止プログラムとサービス開発への提案～N病院子ども虐待防止対策委員会の発案より～. 日本セーフティプロモーション学会誌. 13 (1) : 8-14, 2020.

情報弱者の防災準備度preparednessを高める多言語防災マップの有用性

後藤 巖 寛¹⁾、今木 洋 大²⁾

1) 九州大学 学術研究・産学官連携本部

2) Pacific Spatial Solutions 株式会社

Studies on Usefulness of Multilingual Disaster Prevention map to Improve Disaster Preparedness for Disaster Information Vulnerable

Takehiro Goto¹⁾, Hiroo Imaki²⁾

1) Academic Research and Industrial Collaboration Management Office, Kyushu University.

2) Pacific Spatial Solutions, Inc.

和文抄録

本論では、情報弱者とされる訪日外国人や留学生らの災害時におけるリスクコミュニケーション課題を踏まえて、多言語による対応をはじめ、非言語で視覚的にも災害情報や避難情報を提供可能な地図情報システム（多言語防災マップ）に着目した。防災マップという視覚化によって、情報弱者への防災や減災情報を的確、効率的、正確に伝えることで防災の準備度preparednessが高まることにつながると考えた。一方で、利用者が地図を単にダウンロードするだけでなく、防災情報を多言語で提供する必要がある地方自治体や企業が個別にハザードマップを配布するなど日常的にアップデートでき、有事の際のみならず普段から利用法を理解させる仕組みづくりが必要だと提起する。

キーワード：多言語防災マップ、データ視覚化、災害情報弱者、防災準備

Abstract

Foreigners and international students coming to Japan are considered to be vulnerable to information in the various disaster events. In solving the issues of risk communication, multilingualization is not sufficient in Japan, which is aiming for a multicultural society. Therefore, we focused on a map information system (multilingual disaster prevention map) that can provide disaster information and evacuation information visually in a non-language manner in this paper. We convinced visualization of disaster prevention map to increase preparedness of disaster prevention by communicating disaster prevention and mitigation information to people with weak disaster information efficiently and accurately. In addition, users should be able to access accurate and up-to-date information, rather than simply downloading maps. We would like to suggest it is necessary to create a mechanism to understand not only emergency situations but also daily usage by public bodies such as local governments regularly update and distribute hazard maps.

Keywords : multilingual disaster prevention map, data visualization, disaster information vulnerable, preparedness

受付日：2020年7月19日 再受付日：2020年8月11日 受理日：2020年8月25日

はじめに

2018年6月18日に発生した大阪北部地震では、災害情報弱者である留学生への対応・コミュニケーションが円滑に行われず、留学生が不安を覚えて大学近隣の避難所に大挙して駆け込むなどの事象が見られた。災害時のリスクコミュニケーションの問題点については、情報弱者になりがちな留学生らの様々な情報ツールを用いて災害情報を入手可能な日本人学生に比べて、極めて限定的な情報収集行動について論じた川崎ら¹⁾、近藤ら²⁾をはじめ、篠田ら³⁾、岩元ら⁴⁾の研究でも災害情報提供の効

率が被災者の避難行動を左右するなどと指摘されている。また、留学生を対象にした聞き取り調査では、9割以上の学生が携帯電話やインターネットを利用して災害情報を収集しており、防災対応にはインターネットへのアクセスが欠かせない状況が浮き彫りになった⁵⁾。その一方で、近い将来の発生が推測されている南海トラフ地震のような大規模自然災害においては、通常の情報収集手段である携帯電話、インターネット、テレビなどが利用できなくなる状況が想定される。

実際に2011年の東日本大震災では、携帯電話およびPHSの電波通信基地局が最大29,000局で停止し、以後の

余震の影響も受けて完全復旧は4月末までに至った⁶⁾。携帯電話網が利用できない状況下では、孤立した各個人の知識や経験および事前の準備情報に基づき独自に行動することが求められる。一方、地図情報システムを活用すれば、避難所や緊急連絡先などの重要情報を事前またはオンタイムで、視覚的にも災害情報や避難情報を提供可能な「防災マップ」のように提供することが可能である。そこで本論では、地図情報システムを活用した防災マップに着目し、なかでも日本語による災害情報の入手が困難な訪日留学生や外国人観光客らに対して、視覚的かつ多言語で災害情報や避難情報を提供可能な「多言語防災マップ」の有用性について論じることとする。

1. 多言語防災マップシステム

多言語防災マップは、避難所や緊急連絡先などの重要な情報を提供できる。とくに電子地図として配布できれば、スマートフォンなどの携帯端末に格納し、常に身近に防災マップを携帯でき、携帯端末のGPS機能と防災マップを連携すれば、土地勘のない場所で災害に遭遇した災害情報弱者であっても、近くの避難所へ退避することが可能となる。

NTTドコモ モバイル社会研究所が実施した、スマートフォンおよび携帯電話に関する2020年3月の動向調査⁷⁾では、15歳から49歳の9割以上がスマートフォンを所有し、70歳以上の高齢者層でも男性で56.2%、女性で53.4%がスマートフォンを利用していることが明らかとなっている。そのため、スマートフォンに防災マップを格納し、非常時に利用できるようにすることは、防災の準備度preparednessを高める効果が高いと考えられる。災害時に求められるスマートフォン用の地図および地図アプリケーションには、災害発生前と発生後に分け、以下の条件を満たすことが重要と考える。

- 災害発生前
 - オフラインで利用できる地図アプリケーションがスマートフォンにインストールされている
 - 地図アプリケーションの使い方がわかっている
 - 多言語防災マップが提供され、スマートフォンアプリケーションで利用できる状態になっている
- 多言語防災マップの条件
 - 地図情報だけではなく、緊急連絡先などの情報も含む
 - 常に最新の情報を含む
 - 文化、宗教も考慮した情報が地図に含まれる
- 災害発生後

- オフライン（インターネット接続ができない状態）でアプリが利用できる
- アプリケーション利用者が地域の情報を収集できる（情報収集の補助）
- 最新の情報で防災マップのアップデートが可能
- 最新の防災マップを容易に共有・配布可能

また、防災アプリケーションの分類を行った有馬⁸⁾によれば、防災アプリには以下の機能が求められるとしている。

1. 日本語がわからない外国人を含めて、だれもが日本全国で利用できる
2. 現在地に自然災害の発生の危険が迫っているか情報が得られる
3. ハザードマップと発生が迫る自然災害を比較し、危険を判断できる
4. 避難場所、避難経路がわかる
5. 家族や通勤・通学先へ安否が連絡できる

これと、先述した防災地図とアプリケーションに求められる機能の整理に基づき、インターネットの接続がない状態でも利用できる防災用デジタル地図と防災用地図アプリに求められる要件は、以下のように整理できる。

1. 防災用デジタル地図
 - a. 日本語がわからない外国人を含めて、だれもが日本全国で利用できる
 - b. 避難経路などを理解できるほど詳細な地図情報が含まれる
 - c. 地図情報が十分新しい
 - d. 地図以外の災害時に必要な情報が含まれる
2. 防災用地図アプリ
 - a. 日本語がわからない外国人を含めて、だれもが日本全国で利用できる
 - b. 日本のどこにいても現在地がわかり、自分の位置と災害、また避難所などの防災のためのリソースとの位置関係が理解できる
 - c. インターネット利用できない状態（オフライン）でも利用できる

2. 多言語防災用デジタル地図作成

多言語防災マップは、災害発生時に必要な情報が網羅された地図であることが前提で、災害発生時に必要とされる避難所の位置、危険個所の表示、避難所までたどり着くための道路情報、トイレや水飲み場、病院、役所など地図情報はもとより、緊急連絡先電話番号と住所なども含まれているべきである。この点において、一般的な

地図や各種ウェブマップとは趣旨が異なる。

例として「桜井地区防災マップ」(株式会社武揚堂作成)の防災マップには、防災拠点、避難所、トイレ、公衆電話などの地図情報に加えて、緊急避難施設や病院の住所と電話番号、AED(自動体外式除細動器)の設置場所など災害時に必要となる情報も表示されている(図1)。

災害時に必要となる情報を盛り込んだ日本語の地図を準備するのに留まらず、複数言語による防災用デジタル地図を用意し、さらには海外からの訪日者にとって文化や宗教上で必要不可欠とされる施設や食品店などの重要資源も加えるべきである。このような施設や資源は、日本人には然程重要視されず地図に表示されていないことも多く、情報弱者になりがちな海外からの来訪者に対しての配慮を欠く現状は課題である。

本来は平常時の多文化コミュニケーションにおいて築

き上げるべき関係性や様々な防災情報の収集、蓄積しておくべき資源の認識共有のためには、地方自治体や大学、地元組織、大使館、あるいは特定の言語や文化でまとまったコミュニティなどが有機的な連携を取り、防災コンテンツを作成する仕組みづくりが必要となってくる(図2)。

ベースとなる地図の上に重ねる防災コンテンツは、地方自治体や地元組織で作成し、多言語化の仕組みを大学などが中心となり、最終的にオフラインでも利用できるGeospatial PDF またはGeoTIFF形式で地図を作成するような流れであることが望ましい。また、図3に示した既存オフライン地図アプリに読み込んだ防災マップ例(越谷地区)のように、汎用的なオフライン地図アプリでも利用できるように公開することで、防災デジタル地図を利用者のニーズに合わせた形で作成する。多言語防災マップシステムを構築することを通じて、日本に滞在



図1 地図メーカーが作成した防災マップ例(地図情報だけではなく、病院の住所や電話番号なども記載可能)

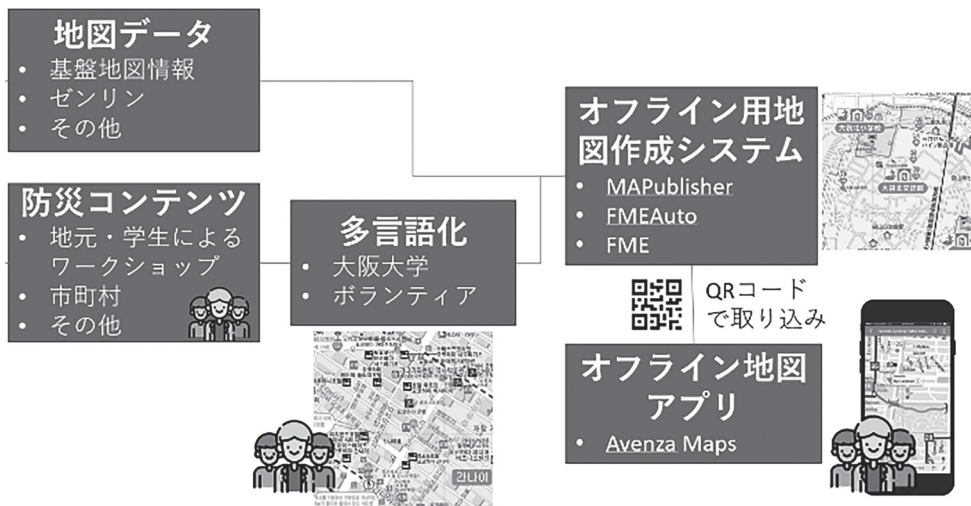


図2 多言語防災コンテンツ作成の仕組みとオフライン地図での利用案



図3 既存のオフライン地図アプリに読み込んだ防災マップ例（越谷地区）

する訪日外国人を含めた災害時の準備度preparednessを高めていく必要があると考える。

3. 防災用地図アプリ

これまで数多くの防災用アプリが開発されており、それぞれに特徴を持つ。防災アプリを機能面から以下のように大きく4つに分類した。

1. 地震・津波情報をはじめとした情報提供
2. 指定避難所の位置や解説状況、指定緊急避難所等への経路案内
3. 安否確認
4. ハザードマップの表示

防災用地図アプリに求められる項目は2. と4. の機能で、オフラインで多言語でも利用可能なアプリケーションで且つ主要なスマートフォンのOSであるAndroidとiOSにも対応した地図アプリケーションであれば、汎用的な防災用地図アプリとして優れていると考えて良い。さらには日本語、英語をはじめ多言語対応が完了していて、日本の防災マップを含む世界中の地図ベンダーが提供する地図がダウンロード可能であれば、日本国内での防災マップとしては合格である。

しかしながら、利用者が地図を単にダウンロードするだけではなく、防災情報を多言語で提供する必要がある地方自治体や企業が個別にハザードマップを配布するなど日常的にアップデートでき、有事の際のみならず普段から利用法を理解させる仕組みづくりが不可欠で、より正確で新しい防災情報の提供を行うことが重要である。

まとめ

多文化共生社会を目指す本邦にとって、地震や台風による豪雨災害をはじめ、今後も続発すると思われる自然災害に際して、留学生に限らず海外からの観光客や就労者、高齢者など、いわゆる災害情報弱者への防災や減災情報を的確、効率的、そして正確に伝えることが重要な課題となっている。

本論では、災害情報弱者に対して安心して過ごせる生活環境を提供するためには、視覚化や多言語化など利用者ニーズに合わせた仕組みづくりを優先的に行うことが必要であると結論づけた。多様なニーズに対応する情報収集を組み入れた地図化が有用となれば、災害発生時に実用性の高い防災情報提供が可能となり、地域住民に対して防災の準備度preparednessを高める意識づけとなるに違いない。そのためにも今後は、このような防災マッピングの多言語化プロセスが災害時の避難行動に与える影響について検証したいと考えている。

参考文献

- 1) 川崎昭如、ヘンリーマイケル、目黒公郎. 東日本大震災後の外国人の災害情報収集過程 その1：日本人と外国人の情報収集比較分析. 生産研究. 64 (4) : 483-490, 2012.
- 2) 近藤有美、川崎加奈子. 留学生を情報弱者たらしめるものの実態 留学生による防災情報収集活動での事例の分析を通して. 言語文化教育研究. 13 : 118-133, 2015.
- 3) 篠田孝祐、野田五十樹、國藤進. 災害救助リスクコミュニケーションにおける市民エージェントの役割とその作成. 人工知能学会全国大会論文集. 17 : 1-4, 2003.
- 4) 岩元みなみ、石川孝重、久木章江. 留学生を対象とした地震防災に関する情報提供のあり方に関する検討：地震防災意識・知識に関するアンケート調査. 地域安全学会梗概集. 27 : 93-96, 2010.
- 5) 後藤厳寛. 留学生ら災害情報弱者の避難行動におけるソーシャルメディアの有用性. 日本セーフティプロモーション学会誌. 12 (2) : 33-36, 2019.
- 6) 総務省. 東日本大震災における情報通信の状況. 平成23年度版 情報通信白書. 東京, 2-11, 2011.
- 7) NTTドコモ モバイル社会研究所. ケータイ社会白書2019年版. <https://www.moba-ken.jp/project/owners/ownership20200317.html> (2020年3月21日利用)
- 8) 有馬昌宏. ソフト防災に果たす防災アプリの可能性と課題. 横幹. 11 (2) : 145-155, 2017.

性暴力被害事件における新聞報道と二次加害

杉山 泰子、境原 三津夫

新潟県立看護大学

Newspaper Coverage and Secondary Harm in Sexual Assault Victims

Yasuko Sugiyama, Mitsuo Sakaiharu

Niigata College of Nursing

抄録

性暴力被害者への二次加害となる記事内容がないかを確認することを目的とし、「A氏の性暴力被害」に関する民事訴訟を取り上げ、その新聞報道について全国紙5紙について比較した。一審判決が出された翌日である2020年12月19日の五大紙朝刊を対象とした。

記事を大きく扱っている新聞は、判決内容だけでなく、当事者の写真の掲載、双方の記者会見の内容、有識者の意見など広く言及しており、5紙により取り上げ方に大きな差があった。知人からの被害で実名報道した場合は中傷される危険性が高いが、5紙ともに二次加害となる記事は見受けられず、被害者に配慮した記載がなされていた。これは、報道の公平性を担保するという意味において、被害者あるいは加害者一方の側に立つような記事とせず事実だけを公平に報道し、二次加害が発生しないよう留意しているものと考えられる。

しかし、公平性の担保や二次加害回避の配慮により、性暴力被害事件にまつわる諸問題を積極的に伝えられていない現状がある。日本のメディアは、ニュースを客観的に報道する特徴があり、この報道特徴により情報が限定され、人々の問題意識が高まらないことが考えられる。二次加害を起こさない報道への配慮を行うとともに、人々が問題意識をもてるよう、メディアが性暴力被害事件を深く掘り下げ、読者が性暴力被害について深く考えるための材料を提供するような報道をする必要がある。

キーワード：性暴力被害者、新聞記事、二次加害、メディア

Keywords : victim of sexual violence, newspaper article, secondary harm, media

受付日：2020年7月16日 再受付日：2020年7月22日 受理日：2020年8月1日

I. はじめに

内閣府の平成29年度「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の7.8%、男性の1.5%が、「無理やりに性交などをされた経験がある」と答えている。加害者を「まったく知らない人」と答えたのは男女ともに1割であり、女性被害者の約6割、男性被害者の約4割ほどここにも相談していない¹⁾。近年、刑法犯が年々減少しているなか、強制性交等罪は増加傾向にあり²⁾、性暴力被害は注目すべき身近な問題である。

性暴力被害者は、加害者が知人である場合、被害の経験を身近な人に語ったとしても非難されることがあり、またSNSなどで中傷を受けることもある³⁾。被害者が家族や友人に相談すると、相談された側は、動揺、怒り、羞恥心、悲しみ、無念さのような感情が沸き上がり、その否定的感情を被害者本人に放ってしまい深く傷つけてしまうことがある。このような周囲からの否定的反応や中傷を二次加害といい、被害者が二次加害を受けている状況を二次被害という⁴⁾。被害者の家族や友人だけではなく、専門機関においても無理な対応や非難による二次被害の問題が発生している⁵⁾。加害者が知人の場合は

見知らぬ人に比べ、周囲から非難される傾向が強くなるという報告がある⁶⁾。

2017年9月、知人から性暴力被害を受けたと主張するジャーナリストのA氏は、実名を公表した上で加害者を提訴した。ニューヨークの大学でジャーナリズムを学んでいたA氏は2013年、TBSワシントン支局長だったB氏と出会った。A氏がメディアへの就職先の紹介を依頼するメールを送ったことをきっかけとしてB氏との交流が始まり、2015年4月に都内の飲食店で飲酒をしながら会食をした。その後、B氏が滞在していたホテルにタクシーで連れていかれ性行為を強いられた。A氏は強度の酩酊状態で意識のないまま性行為を受けたとし、同月、警察に被害を相談した。警視庁はB氏を準強姦容疑で捜査したが、東京地検は2016年7月、嫌疑不十分で不起訴処分とした。

このため、A氏は2017年5月、検察審査会に不服を申し立てるとともに、顔と名前を公表し記者会見を行った。2017年9月、東京第六検察審査会が「不起訴相当」の議決をした。そのため、A氏は望まない性行為で精神的苦痛を受けたとして、同月、B氏に対し1100万円の損害賠償請求訴訟を提訴した。裁判では、性行為における

合意の有無が争点となったが、東京地裁は2020年12月、酩酊状態で意識のないA氏に対して合意がないまま性行為に及んだことを認定し、B氏に330万円の賠償金の支払いを命じる判決を下した。B氏は一審判決を不服として即日控訴した。

一審判決の翌日、メディアは一斉に判決に関する報道を行った。性暴力被害の報道においては、メディアの報道が二次加害となる可能性がある。ましてやこの裁判ではA氏は実名を公表しており、報道による二次加害、さらに世間からの二次加害が発生しやすい状況にある。性暴力被害に関する報道には性暴力の抑止効果が期待されるが、報道そのものが二次加害を引き起こす可能性があり、今回の判決に関する新聞報道を取り上げ、メディアの二次加害および報道姿勢について考察した。

II. 方法

1. 方法

A氏の性暴力被害事件の民事裁判の判決が出された翌日である2020年12月19日の五大紙（朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、読売新聞、日本経済新聞）の朝刊を対象とした。G-Searchデータベースを用い、キーワードを被害者名とし、五大紙に掲載された記事を抽出した。

掲載面、文字数、記事の見出し、写真掲載の有無、被害内容、判決後の記者会見、有識者の意見、二次被害と被害後の精神障害、フラワーデモへの言及に関して、五大紙を比較した。

2. 倫理的配慮

A氏の事件は、被害者自身が著書を出版して被害内容を公表しており、民事裁判の判決についてもSNS上で公表されている⁷⁾。また、新聞記事についても公表されているものを分析している。しかしながら、本研究の内容が性暴力被害者に対し二次被害を生じさせる可能性があるため、研究の遂行にあたっては二次加害に十分に注意をして新聞記事の分析検討を行った。

III. 結果

2020年12月19日付の朝刊では、五大紙すべてが本判決を扱っていた^{8)~12)}。記事の内容を表1にまとめた。

1. 掲載面および文字数について

掲載面はすべて社会面であった。文字数については、朝日新聞が2,639文字、毎日新聞が1,694文字、産経新聞が732文字、読売新聞が550文字、日本経済新聞が214文字であった。

2. 記事の見出しについて

記事の見出しは、以下のとおりであった。

朝日新聞：A氏が勝訴「傷は癒えぬ」元TBS記者からの「合意ない性行為」認定 東京地裁判決

毎日新聞：元TBS記者に賠償命令 就職相談 合意なく性行為 東京地裁判決 Aさん「少しずつでも大きな変化」

産経新聞：Aさんに「合意ないまま性暴力」元TBS記者に賠償命令 東京地裁

読売新聞：元TBS記者に330万円賠償命令 女性暴行訴訟で東京地裁

表1. 判決翌日2019.12.19の新聞記事（五大紙）

有を○、無を×で示す

新聞名	掲載面 文字数	記事見出し	写真の 掲載	民事裁判 に至るま での経緯	被害内容 の記載	B氏の 反訴の 記載	A氏の 記者会見 内容	B氏の 記者会見 内容	有識者の 意見	二次被害 と被害後 の心身障 害	フラワー デモ
朝日新聞	社会 2639	A氏が勝訴「傷は癒えぬ」元TBS記者からの「合意ない性行為」認定 東京地裁判決	○	○	○	○	○	○	×	×	○
毎日新聞	社会 1694	元TBS記者に賠償命令 就職相談 合意なく性行為東京地裁判決Aさん「少しずつでも大きな変化」	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産経新聞	社会 732	Aさんに「合意ないまま性暴力」元TBS記者に賠償命令 東京地裁	○	○	○	○	○	○	×	×	×
読売新聞	社会 550	元TBS記者に330万円賠償命令 女性暴行訴訟で 東京地裁	×	○	○	○	○	○	×	×	×
日本経済新聞	社会 214	元TBS記者に賠償命令 東京地裁、性暴力で	×	×	○	×	×	×	×	×	×

日本経済新聞：元TBS記者に賠償命令 東京地裁、性暴力で

3. 写真の掲載について

写真の掲載があったのは3紙であった。朝日新聞はA氏の記者会見の写真1枚とB氏の記者会見の写真1枚が掲載されていた。毎日新聞はA氏の記者会見の写真1枚、産経新聞は判決後に報道陣の取材に応じるA氏の写真1枚であった。読売新聞、日本経済新聞には写真の掲載はなかった。

4. 民事裁判に至るまでの経緯について

朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、読売新聞の4紙は、A氏が準強姦容疑で警視庁に被害届を提出したが東京地検では嫌疑不十分で不起訴、検察審査会も不起訴相当と議決されたことの記載があった。朝日新聞はこれらに加え、A氏が検察審査会に審議を申し立てると同時に実名を公表して記者会見を開いたこと、被害を記した著書を発表したことを記載し、「今回の裁判をめぐる経緯」を表にして掲載していた。

5. 性暴力被害の内容に関する記載について

朝日新聞：裁判長は、「性行為に合意はなく、A氏が意識を回復して拒絶した後も体を押さえつけて続けた」と不法行為を認めた。

毎日新聞：東京地裁は、「Aさんが意識を回復した後も、B氏が体を押さえつけて性行為を続けようとした」と指摘した。

産経新聞：裁判長は、「酩酊状態で意識のないAさんに合意のないまま性行為に及んだ」と認めた。

読売新聞：判決によると、Aさんは2015年4月、知人のB氏と2人で飲食。酩酊して意識を失い、ホテルで性的被害を受けた。

日本経済新聞：地裁は18日、「酩酊（めいてい）状態で意識がないAさんに同意がないまま性行為に及んだ」と認定した。

また、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞は、「就職の紹介を受ける目的で会食をした際に意識を失い、そのあとの被害」であったことを記載している。

6. 反訴したB氏

朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、読売新聞は、合意に基づく性行為であったというB氏の主張、B氏が名誉を傷つけられたとして1億3,000万円の賠償を求めて反訴したことが記載されていた。

7. 判決後のA氏の記者会見内容

朝日新聞：刑事事件としてはわからなかったことを見

ていただけた。それがこの裁判で得られたこと。提訴をきっかけに、同じような境遇の人に多く出会った。自分の真実を信じてほしい、私もそれを貫いて今日の結果がある。密室での出来事は、前後の状況を見ていた第三者の協力が大事。社会全体で自分事だととらえてほしい。これで終わりではない、傷は癒えない。（B氏には）どうしてこうなったのか、一緒に向き合ってくれたらうれしい。

毎日新聞：性暴力はその人の土台を傷つけ、家族や周囲まで影響を受ける。誰もが加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう考えていかなければいけない。少しずつでも大きな変化が起きている。私が見ているこの景色は以前と全く違う。判決を機に、法律、報道、教育、一つひとつをみなさんと考えていきたい。

産経新聞：きちんと答えを出していただけたことに感謝している。誰もが被害者、加害者、傍観者にならないよう考えなければならない。これからも自分のできる範囲で話し続けたい。

読売新聞：傷は癒えないがきちんと答えを出してもらえて感謝している。

8. 判決後のB氏の記者会見内容

朝日新聞：一方的にAさんの言うことを事実として認定した。法に触れる行為は一切していない。

毎日新聞：納得できない。Aさんの主張と客観的証拠の矛盾点を主張したが、検証されず無視された。私は法に触れる行為はしていない。

産経新聞：主張が無視された。納得できないのですぐに控訴する。

読売新聞：法に触れる行為は一切していない。

9. 有識者の意見について

毎日新聞に記載があったが、他紙には記載がなかった。性暴力問題に詳しい上谷さくら弁護士の意見

「判決は性被害に遭った女性の心理をくみ取ったうえで合意のない性行為であったことを認定し、被害回復の点でも大きな意味を持つ。地位を利用して性暴力を振るうケースは非常に多く、Aさんの被害は氷山の一角。被害を訴えると、中身を明らかにするだけでも負担がかかるのに、さらにバッシングを受ける。Aさんも大きな犠牲を払って訴訟を乗り越えられたと思う。判決がそうした社会の現状を変えるきっかけになってほしい」と掲載されていた。

10. A氏の二次被害について

毎日新聞に、「被害公表後にA氏に批判や脅迫が殺到していること」が記載されていたが、他紙にはなかった。

11. フラワーデモについて

フラワーデモは、性暴力の被害体験を被害者自らが街頭で語り、隠されがちである性暴力被害を、花を手にして伝える活動である。A氏の事件と関連付けて、朝日新聞と毎日新聞にその記載があった。

朝日新聞：A氏が被害を受けたのと同時期に米国で#MeeToo運動が始まり、日本でも性暴力に抗議する「フラワーデモ」が拡大するなど性暴力を問題視する動きが活発化した。

毎日新聞：2017年米ハリウッドを震源に#MeeToo運動が始まり、性被害が世界各地で告発された。日本でも2019年12月に全国31か所で性暴力に抗議する「フラワーデモ」が開かれた。

IV. 考察

1. 五大紙における記事の比較

五大紙のすべての新聞が、本判決を取り上げていたことは注目すべきであると考え。本事件の民事損害賠償訴訟を、メディアが関心を持っていた様子がうかがえる。

文字数が最も多かったのは朝日新聞の2,639文字で、最も少なかったのは日本経済新聞の214文字であった。両紙では文字数に10倍以上の差がある。

記事を大きく扱っている新聞では、見出しにおいてA氏の実名を記載し、また合意のない性行為であったことを裁判所が認めたという裁判の争点に関しても見出しで触れている。さらに、記事の中ではA氏の写真やB氏の写真、記者会見の内容、有識者の意見など幅広く掲載している。同一の性暴力被害事件の判決を報道する記事であるが、新聞によって取り上げ方に大きな差があることがわかる。

記事の内容の差は性暴力に対する新聞社の向き合い方、あるいは記者の取り組み方の差の表れであると考えられる。有識者の意見についても、本事件を大きく取り上げている毎日新聞が記事にしている。有識者により、性暴力被害を法律や心理学など専門家が解説することは、一般の人々が本事件を正しく理解するために有益である。

性暴力被害に関する記載は、「意識を回復して拒絶した後も体を押さえつけて続けた」、「酩酊して意識を失い、ホテルで性的被害を受けた」、「同意がないまま性行為に及んだ」など、各新聞で表現が異なっている。性暴力自体の表現は多様であるが、いずれも合意のない性行為を強いられたという裁判で認定された事実を述べている。

就職先の紹介が前提にある立場を利用した性暴力であること、意識のない状態における同意のない性行為であること、性暴力により被害者が精神的苦痛を受けていることなど、性暴力周辺の状態を伝えることも、被害者を正しく理解するためにメディアが提供すべき重要な情報である。

一審裁判では被害者の主張が認められたが、B氏は即日控訴していることから、判決が確定したわけではない。したがって、報道の公平性を担保するという意味において、被害者あるいは加害者一方の側に立つような記事にするべきではない。今回の検討では、五大紙すべてにおいて事実だけを公平に報道しており、二次加害が発生しないよう留意しているものと考えられる。

2. メディアの現状と役割

判決翌日の五大紙の朝刊では、二次加害にあたる記事はなかったが、2019年12月20日の朝日新聞の朝刊が、判決当日の記者会見において、B氏が「本当の被害者は会見で笑ったりしない」と、判決当日のA氏の記者会見を批判したことを記事にしている¹³⁾。また、2020年2月27日の朝日新聞の朝刊で、このB氏の発言に対し、精神科医の小西聖子氏の意見が掲載されている。

小西氏は、「声を上げることは簡単なことではないと訴え続け、社会に理解を得てきたと感じていたが、逆手に取るように『あのような態度はしない』というような文脈で使われてしまった。被害者がどのような態度であっても、『大変だったね』といったられるべきだ。他の犯罪被害は被害者がどのような態度であっても受け入れられるが、性犯罪被害は受け入れられづらく、『正しい被害者』といった被害者に向けられる独特の視線がある」ことを指摘している¹⁴⁾。

SNS上ではA氏の実名公表後、「死ね」、「売名女」、「枕営業」などの悪質な批判が続いていた。特に、漫画家のC氏は、A氏を誹謗中傷する漫画をSNSに投稿しており、漫画の内容が非常に悪質であったことから、A氏は慰謝料と弁護士費用の支払いを求めて東京地裁に提訴している¹⁵⁾。C氏は、問題となっている作品をフィクションとして否定しているが、イラストに描かれた女性はA氏を連想させるものであり、本判決の半年後にA氏の記者会見により初めて公表された。性暴力被害を公表することは、このように大きな二次被害の問題を抱える。

立教大学助教の李美淑氏は、日本と韓国のジャーナリズムを比較し、「性暴力被害に関する裁判を報道する場合、韓国のジャーナリズムは消され続けてきた女性の声を社会に発信し、人々の意識に変化をもたらす存在であるのに対し、日本では結果を伝えるだけでそれ以上の追跡はしない」と述べている¹⁶⁾。

2020年3月13日の毎日新聞の朝刊には、「実名で性被害を訴えたジャーナリストのAさんが2017年に記者会見し、その後民事訴訟を起こしても、新聞やテレビの報道

は低調だった。私も取材の努力をしなかった。判決という『お墨付き』が得られるまで、加害者の言い分に配慮するあまり、被害者の声を十分伝えられなかった」と記者自らが、本件の取材に関する不作為を反省している¹⁷⁾。

近畿大学教授の北口末広氏は、「発表報道が中心のメディア状況の下、官公庁等の発表内容をいかに早く入手するかが競争になり、各社各局の記者もその競争にしのぎを削る。官公庁等の内部情報にいかに食い込むかという競争が、癒着と情報操作を受けやすい体質とシステムを醸成する。とりわけ捜査機関との関係では顕著であり、『客観報道主義』という名の下、報道に間違いがあっても責任は発表した捜査機関にあると考えている。そうした状況の中で捜査機関者が言った言葉や意向が反映した報道になってしまう。」と、日本のメディアが孕む問題を指摘している¹⁸⁾。

日本のメディアは裁判の経過や判決内容を発表するにとどまり、その事件が抱える問題を深く掘り下げないため、読者が問題意識を持ってないままになってしまう。読者が性暴力被害に問題意識を持つことができるように、深く考えるための材料をメディアが積極的に提供する必要がある。

例えば、今回の記事に使用されている「準強姦罪」という罪名について、一般的に知られている「強姦」の文字に「準」がつくことで、強姦よりも軽い刑罰と誤解される可能性がある。刑法では、暴行・脅迫を用いて姦淫や肛門性交、口腔性交等の性交類似行為を行った場合に「強姦罪」が成立する¹⁹⁾。これに対し、「準強姦罪」とは、「暴行・脅迫を用いて」ではなく「心神喪失又は抗拒不能となった人（例えば、酩酊し、抵抗できない状態となった人に性交等を行った場合など）」に対して、上記の行為を行った場合に成立する犯罪である¹⁸⁾（ただし、2017年に刑法性犯罪が改正され、強姦罪は「強制性交等罪」、準強姦罪は「準強制性交等罪」となった²⁰⁾）。5紙のうち4紙は「準強姦罪」という罪名を記載しているが、その用語に関する説明はなかった。また、4紙は、2015年に被害届が提出された時点での罪名の記載のみで、法改正による罪名変更などの説明や、現在の罪名の追記などはなかった。

このように、読者が考えるための材料をメディアが積極的に提供し、世間の性暴力被害への関心を高めることが必要である。

V. 結語

世間が性暴力被害に対し問題意識をもち、社会全体で性暴力被害を防止するようなコミュニティを醸成するために、報道が果たす役割は大きい。このためには、メディアは性暴力被害事件を深く掘り下げ、読者が性暴力被害について考えるための材料を提供するような報道をする必要があると考える。

参考文献

- 1) 内閣府男女共同参画局. 男女間における暴力に関する調査報告書 概要版：11-13, 2018.
www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-gaiyo.pdf. (2020年6月7日アクセス)
- 2) 令和元年警察白書 統計資料 警察庁Webサイト
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r01/data.html>
(2020年6月7日アクセス)
- 3) 小島慶子. 女子アナから考察する日本社会—メディアと権力とジェンダーの関係について. 林里香. メディアは女たちの声をとどけているのか 足をどかしてくれませんか. 東京, 亜紀書房, 2019, 34-44.
- 4) 李節子. 二次加害と二次被害. 加納尚美, 李節子, 家吉望み. フォレンジック看護 性暴力被害者支援の基本から実践まで. 東京, 医歯薬出版株式会社, 2016, 138-139.
- 5) Rebecca Campbell, Sharon M. Wasco, Courtney E. Ahrens, et al. Preventing the 'second rape': rape survivors' experiences with community service providers. *Journal of Interpersonal Violence*. 16 (12) : 1239-1259, 2001.
- 6) Amy Grubb, Julie Harrower. Attribution of blame in cases of rape: An analysis of participant gender, type of rape and perceived similarity to the victim. *Aggression and Violent Behavior*. 13 (5) : 396-405, 2008.
- 7) 伊藤詩織さんの民事裁判を支える会. Open the Black Box. <https://www.opentheblackbox.jp/> (2020年5月22日アクセス).
- 8) 朝日新聞. 伊藤詩織氏が勝訴「傷は癒えぬ」元TBS記者からの「合意ない性行為」認定 東京地裁判決. 2019年12月19日朝刊. (第13版. 35面. 社会.) <https://www.asahi.com/articles/DA3S14299897.html> (2020年7月29日アクセス).
- 9) 毎日新聞. 「性被害に合意なし」伊藤詩織さん勝訴 元TBS記者に330万円賠償命令 東京地裁. 2019年12月19日朝刊. (第12版. 26面. 社会.) <https://mainichi.jp/articles/20191218/k00/00m/040/164000c> (2020年7月29日アクセス).
- 10) 産経新聞. 元TBS記者に賠償命令「合意ないまま性行為」東京地裁. 2019年12月19日朝刊. (第12版. 22面. 社会.) <https://www.sankei.com/affairs/news/191218/afr1912180007-n1.html> (2020年7月29日アクセス).
- 11) 読売新聞. 元TBS記者に330万円賠償命令 女性暴行訴訟で東京地裁. 2019年12月19日朝刊. (第12版. 32面. 社会.)
- 12) 日本経済新聞. 性暴力被害、伊藤詩織さんが勝訴

- 元TBS記者に賠償命令. 2019年12月19日 朝刊. (第12版. 32面. 社会.) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53492600Y9A211C1CE0000/> (2020年7月29日アクセス).
- 13) 朝日新聞デジタル版. (社説) 伊藤氏の勝訴 社会の病理も問われた. 2019年12月20日朝刊. (第13版. 14面. オピニオン) <https://www.asahi.com/articles/DA3S14301062.html> (2020年7月29日アクセス).
- 14) 朝日新聞. 「セカンドレイプ」断つには 性被害者、周囲の言動で受ける二次被害. 2020年2月27日朝刊. (第13版. 23面. 生活) <https://www.asahi.com/articles/DA3S14381007.html> (2020年7月29日アクセス).
- 15) 毎日新聞デジタル版. 伊藤詩織さんが漫画家はすみとしこさんらを提訴 ツイッターのイラスト巡り. <https://mainichi.jp/articles/20200608/k00/00m/040/219000c> (2020年6月22日アクセス)
- 16) 李美淑. 殻を破ろうとする韓国の女性たち—消される声に抗して. 林里香. メディアは女たちの声をとどけているのか 足をどかしてくれませんか. 東京, 亜紀書房, 2019, 244-255.
- 17) 毎日新聞. 記者の目 男女格差を考える 改善へメディアが先頭に=中川聡子 (総合デジタル取材センター). 2020年3月13日朝刊. (第12版. 10面. オピニオン.) <https://mainichi.jp/articles/20200313/dm/005/070/012000c> (2020年7月29日アクセス).
- 18) 北口末広. ゆがむメディアゆがむ社会 ポピュリズムの時代をふまえて. 東京, 解放出版社, 2019, 118-119.
- 19) 弁護士法人中村国際刑事法律事務所. 準強制性交等(旧準強姦)罪とは 強制性交等(旧強姦)罪との違い. <https://www.t-nakamura-law.com/column/>. (2020年6月22日アクセス)
- 20) 日本法令索引. 刑法の一部を改正する法律 平成29年6月23日 法律第72号. <https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=VyWboVaLkjTwnIrIlt7sBg%3D%3D>. (2020年6月22日アクセス)

日本セーフティプロモーション学会 第14回学術大会のご案内

第14回学術大会については、以下の通り、当初の日程を予定していますが、新型コロナウイルス感染や社会状況を鑑み、日程及び演題抄録締切の延期、オンライン開催への変更等を検討しています。

ご迷惑をおかけ致しますが、詳細については、しばらくお待ちください。学会ホームページ上にご案内します。

会 期：2020年12月12日（土）～13日（日）

場 所：兵庫県民会館

演題抄録受付締切：10月31日

大会長 西岡伸紀（兵庫教育大学大学院 教授）

日本セーフティプロモーション学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本セーフティプロモーション学会 (Japanese Society of Safety Promotion) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別途理事会の定めるところに置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、事故、暴力及び自殺等を予防するセーフティプロモーションに関する学術研究・活動支援等を行い、市民の安全・安心に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する学術研究、調査及び研究者と実践者の交流活動
- (2) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する普及、啓発活動
- (3) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する支援・協力活動
- (4) 国内外の関係機関、団体及び学会・研究会との交流、研修、連携活動
- (5) セーフコミュニティ認証に向けた活動
- (6) 学会誌及びその他の刊行物の発行
- (7) 学術大会及び講演会等の開催
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は以下のとおりとし、個人正会員と団体正会員をもって正会員とする。

- (1) 個人正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 団体正会員 本会の目的に賛同する団体
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同する個人で、大学 (大学院、短期大学含む)、専門学校などに在籍する者
- (4) 名誉会員 本会の目的達成のため顕著な功績があった者で、総会において推薦された者
- (5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に賛助する個人及び団体
- (6) 特別会員 本会の活動に特別の知見を有する内外の有識者

(入会及び会費)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 正会員が団体である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者として、その権利を行使する者 (以下「正会員代表者」という。) を定めて本会に届け出なければならない。

3 会員は、細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び特別会員はこれを免除する。

4 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会費を2ヶ年以上滞納したときは、退会届の有無に関わらず、自動的に退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を著しく毀損し、または本会の目的に反する行為を行ったときは、理事会の決議により除名することができる。

第4章 役員及び評議員

(役員)

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 15名以上25名以内（理事長1名、副理事長2名を含む）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は正会員の中から別に定める規則による選挙を経て、総会の承認により選任する。

- 2 理事長は別に定める規則により、理事を選任することができる。
- 3 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第12条 理事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会則又は総会の議に基づき、本会を運営する。
- (4) 理事は、総務、財務、広報、国際交流等を所掌する。
 - 2 理事は、理事会において第4条に定める事項を審議表決する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計の監査をすること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会へ報告する。
 - 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(役員任期)

第14条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員任期又は任期の終了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(評議員)

第15条 本会に評議員をおく。

2 評議員の選任、職務、任期等については、別に定める規則によるものとする。

第5章 学術大会

(学術大会)

第16条 本会は、学術大会を年1回以上開催する。

2 学術大会長は、理事会で選出し、総会で報告する。

第6章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は第6条の正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第14条第1項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その都度、総会に出席の正会員の互選で選任する。

(総会の議決数)

第23条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第24条 総会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

第7章 理事会

(理事会)

第25条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会はこの会則において別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業の執行に関すること
- (2) 会員の入会及び退会に関すること
- (3) 財産の管理に関すること
- (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故ある時は、あらかじめ理事長が指名した順序によって副理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決数)

第29条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。ただし、当該議決につき書面をもってあらかじめ意思表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる

(理事会の議事録)

第30条 理事会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第31条 本会は、会則第4条の事業を行うため、本会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置、廃止及びその他必要な事項は、理事会で決定する。
- 3 委員会の委員長、副委員長、委員は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は理事長が管理し、理事会の議決を経て確実な方法によって会長が保管する。

(資産の支出)

第34条 資産の支出は、理事会の議決を経て総会が承認した予算に基づいて行う。

(事業年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10章 解散

(解散)

第36条 本会の解散は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経なければならない。

- 2 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第37条 事務局は、総務担当理事の指揮の下、次の会務を処理する。

- (1) 年次学会及び総会の開催に必要な事項
 - (2) 会費の徴収及び経理事務
 - (3) 予算案及び決算書の作成
 - (4) その他会の運営に必要な事項
- 2 事務局の運営については別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 この学会の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員並びにその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

第12章 補則

(細則)

第39条 この会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

第1条 本会則は、2007年9月24日より施行する。

- 2 本会設立時には、第12条の規定は、暫定的に適用を除外する。

セーフティプロモーション学会 細則

第一章 総則

第1条 セーフティプロモーション学会の機構、業務の運営、会務の分掌、職制等の会則施行に必要な事項は、他の規則規程に定めるもののほかこの細則の定めるところによる。

第2条 この細則の制定及び変更は、理事会の議決と総会の承認を経るものとする。

第二章 会費

第3条 この学会の会費は年額下記のとおりとする。

- (1) 個人正会員 6,000円
 - (2) 団体正会員 30,000円
 - (3) 学生会員 3,000円
 - (4) 賛助会員 一口 20,000円（一口以上）
- 2 名誉会員及び特別会員は会費を免除する。
 - 3 会員は会費を前年度内に納付しなければならない。

第三章 委員会

第4条 この学会には、会務の円滑な執行のため次の分掌の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
 - ・ 会員の入退会、役員選挙等に関する事項
 - ・ 総会、理事会等に関する事項
 - ・ 細則の制定及び改廃の起案に関する事項
 - ・ 事務局業務の委託等に関する事項
 - ・ その他総務事務（企画調査含む）に関する事項
- (2) 財務委員会
 - ・ 金銭の経理と保管に関する事項
 - ・ 会費の徴収に関する事項
 - ・ 予算及び決算に関する事項
 - ・ 財務の強化、寄附金の募集・受け入れに関する事項
 - ・ 会費と支部交付金の年額に関する事項
 - ・ その他会計事務に関する事項
- (3) 学術・国際交流委員会
 - ・ 学会が行う学術調査・研究に関する事項
 - ・ 内外の研究団体等との対応に関する事項
 - ・ 他の学協会等への推薦に関する事項
 - ・ 刊行物に関する調査、発送及び残部の保管に関する事項
 - ・ 各国の関係学会等との連絡、情報交換及び交流事業に関する事項
 - ・ 国際会議への参加、協賛、あるいは開催に関する事項
 - ・ 国際共同研究、人物交流等の国際的な研究及び交流に関する事項
- (4) 編集委員会
 - ・ 学会誌の編集、刊行及び発送に関する事項
 - ・ 学会誌に掲載する広告の募集に関する事項
 - ・ 学会ホームページの管理運営

(5) 広報・ネットワーク委員会

- ・学会活動の広報に関する事項
- ・学会ホームページの運営及び維持に関する事項
- ・学術データベースの公開に関する事項

第5条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は理事の中から理事会において選任する。

2 委員会の委員は、理事長がこれを委嘱する。

3 委員は、委員長の分掌の執行を補佐する。

第6条 委員会の運営については、それぞれ別に定める。

附則

この細則は平成19年9月24日から施行する。

平成28年12月10日一部改正。

学会役員

理事長	衛藤 隆	東京大学	名誉教授
副理事長	藤田 大輔	大阪教育大学	教授
副理事長	反町 吉秀	青森県立保健大学大学院	教授
理事	石附 弘	日本市民安全学会	会長
理事	市川 政雄	筑波大学大学院	教授
理事	木村みさか	京都府立医科大学	名誉教授
理事	倉持 隆雄	厚木市危機管理部	厚木市セーフコミュニティ 総合指導員
理事	境原三津夫	新潟県立看護大学	教授
理事	後藤 健介	大阪教育大学	准教授
理事	辻 龍雄	つじ歯科クリニック	院長
理事	徳珍 温子	NPO法人山口女性サポートネットワーク	理事
理事	西岡 伸紀	大阪信愛学院短期大学	教授
理事	稲坂 恵	兵庫教育大学大学院	教授
理事	山根 俊恵	元横浜市栄区役所	セーフコミュニティ事業担当
監事	岡山 寧子	山口大学大学院	教授
監事	榎本 妙子	NPO法人ふらっとコミュニティ	理事長
		同志社女子大学	特任教授
		同志社女子大学	特任教授

各種委員会

総務委員会

委員長	藤田 大輔
委員	後藤 健介、徳珍 温子

財務委員会

委員長	木村みさか
委員	後藤 健介

学術・国際交流委員会

委員長	市川 政雄
委員	西岡 伸紀、木村みさか

編集委員会

委員長	辻 龍雄
委員	今井 博之、山根 俊恵、境原三津夫、後藤 徹寛

広報・ネットワーク委員会

委員長	反町 吉秀
委員	石附 弘、倉持 隆雄、稲坂 恵、新井山洋子、辻 龍雄

日本セーフティプロモーション学会誌投稿規定

1. 本誌への投稿原稿の筆頭執筆者は、本学会会員であることに限る。
2. 原稿は未発表のものに限定し、他誌に発表された原稿（投稿中も含む）を本誌へ投稿することは認められない。
3. 本誌に掲載された原稿の著作権は日本セーフティプロモーション学会に帰属する。
4. 本誌は原則として投稿原稿およびその他によって構成される。投稿原稿の種類とその内容は表のとおりとする。
なお1頁の字数は約2,500字である。

原稿の種類	内 容	刷上り頁数
論 壇	セーフティプロモーションの理論の構築, 提言, 展望など	8頁以内
総 説	セーフティプロモーションの研究に関する総括または解説	10頁以内
原 著	セーフティプロモーションに関する独創的な研究論文	10頁以内
実践研究	セーフティプロモーションに関する実践的な研究論文	10頁以内
活動報告	セーフティプロモーションに関する実践等の報告	10頁以内
資 料	セーフティプロモーションに関する有益な資料	6頁以内
会員の声	学会活動や学会誌に対する学会員の意見など	1頁以内

その他として、本誌には編集委員会が認めたものを掲載する。

5. 掲載が決定した場合、6頁を超えた分については著者が掲載料を負担する。
6. 「総説」、「原著」、「実践研究」、「活動報告」については、専門領域に応じて選ばれた2名による査読の後、掲載の可否、掲載順位、種類の区分は、編集委員会で決定する。
7. 「論壇」、「資料」、「会員の声」の掲載の可否は、編集委員会で決定する。
8. 原稿は投稿規定にしたがって作成する。

執筆要領

1. 投稿原稿は原則として日本語で作成する。ただし図表の説明は英文でもよい。
2. 原稿はMS-Wordで、日本語はMS明朝体、英語はTimes New Romanを用い、文字の大きさは12ポイント、A4用紙1枚に1行の文字数35、行数36、余白は標準とし、ページ番号をフッター中央につけて作成する。
3. 投稿原稿の構成は原則として以下のとおりとする。

項 目	内 容
表紙	1頁目に、標題、著者名、所属を和文、そして英文の順で記載。次に、代表者氏名、連絡先（住所、電話およびFAX番号、E-mail）、希望原稿種類、別刷必要部数を記載する（なお別刷印刷費用は著者負担とする）。
抄録	和文の抄録（600字以内）と英文抄録（400words以内） ただし英文抄録は「原著」のみ必須とし、他の種類の原稿では付けなくてもよい。
キーワード	キーワードを5語以内で和文と英文で記載
本文 ただし論壇、総説、 資料、会員の声は この形式にしたが う必要はない。	I 緒言（はじめに、まえがきなど） 研究の背景・目的 II 方法 対象と方法 III 結果 IV 考察 V 結語（結論、おわりに、あとがきなど） 引用文献
図、表、写真	図、表、写真は、1頁に1枚とし、図1、図2などの通し番号をつけ、上記本文とは別に添付する。ページ数の付与は不要。

4. 文章は新仮名づかい，ひら仮名使用とし，句読点（、。）や括弧は1字分とする。
5. 数字は算用数字を用い，2桁以上の数字・英字は半角を用いる。
6. 外来語は原則カタカナで表し，人名，地名など適当な日本語がない場合には原綴を用いる。
7. 図，表，写真は本文の欄外に挿入位置を指定すること。なお図，表，写真はそのまま掲載できるように鮮明なものを提出する。専門業者による図表等の製作が必要になった場合は，経費は著者負担とする。
8. 文献番号は右上に，¹⁾ ²⁾ ¹⁻³⁾ などの番号で示し，引用文献には本文中の引用順に記載する。
9. 文献の記載方法は下記の通りとする。著者が3名を越える場合は，4名以降は「他，(et al.)」と表記する。

① 定期刊行物の場合

著者1，著者2．論文名．雑誌名．巻(号)：掲載頁始-終，発行年．

【記載例】

1) 衛藤 隆．Safety Promotionの概念とその地域展開．東京大学大学院教育学研究科紀要．46(1)：331-337，2006．

② 単行本の場合

著者．表題．編著者．書名．発行所所在地，発行所，発行年，掲載頁始-終．

【記載例】

2) Miller TR. Assessing the burden of injury. Tiwari G (Eds.). Injury Prevention and Control. London, Taylor & Francis, 2000, 49-70.

③ インターネットの場合

著者．論文名．<http://・・・> (何年何月何日利用)．

【記載例】

3) Miller TR. European Association for Injury Prevention and Safety Promotion, Consumer safety action. <http://www.eurosa.wwwVwContent/l2consumersafety.htm> Accessed April 1, 2008.

10. 論文の内容が倫理的配慮を必要とする場合は，必ず「方法」の項にどのような配慮を行ったかを記載する。なお人を対象とした生物医学的研究ではヘルシンキ宣言を遵守すること。

投稿手続き

1. 原稿は，E-mailに添付して編集委員会へ送信する。
投稿先・問い合わせ先：editor-jssp@mx81.tiki.ne.jp
2. 審査過程で修正が必要として返却された原稿は，編集委員会が指定した期日までに返却すること。
3. 掲載が決定した場合，著者校正は1回とする。
4. 採用された論文は学会誌上と学会ホームページ上で公開される。著作権譲渡承諾書を提出すること。
5. 原稿受理日は編集委員会が審査の終了を確認した年月日をもってする。
6. 投稿論文の締め切り等については，学会ホームページに随時掲載する。

(2020年2月23日規定一部改正)

予 告

第14巻 第1号 原稿募集要項
受付締切日 2020年12月30日
発行予定日 2021年4月1日

第14巻 第2号 原稿募集要項
受付締切日 2021年6月30日
発行予定日 2021年10月1日

日本セーフティプロモーション学会誌 第13巻第2号
Japanese Journal of Safety Promotion Vol.13 No.2

令和2年10月1日発行

編集者 日本セーフティプロモーション学会誌編集委員会

発行所 日本セーフティプロモーション学会

事務局

大阪教育大学 学校安全推進センター内

〒563-0026 大阪府池田市緑丘1-2-10

Tel 072-752-9905 Fax 072-752-9904

E-mail : JapaneseSSP@gmail.com

ISSN 1882-7969 Printed in Japan ©2015